

土 庄 町

障がい者計画（第4期）・

障がい福祉計画（第7期）・

障がい児福祉計画（第3期）

令和6年3月

土庄町

ごあいさつ

近年、障がい福祉を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度化、特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に多様化・複雑化しているとともに、親亡き後を見据えた様々な分野との連携による包括的な支援体制の構築など、地域ぐるみでの対応が求められています。

本町におきましては、障害の有無にかかわらず平等な社会参加の機会が保障され、一人ひとりの尊厳と人格、選択と自己決定が大切にされる共生社会が実現されることを目指して、関係機関等との連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた障がい施策の一層の推進に取り組んでまいります。

このような状況の中、本町における障がい者施策の方向性や取り組むべき事項を定めた「土庄町障がい者計画（第4期）・障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）」を策定いたしました。今後も、町民の皆様や関係者団体等のご協力をいただきながら、本計画に掲げた6つの基本目標の達成に努めることで、「誰もが互いに個性や能力を認め合い、みんなで創る共生のまちとのしょう」の実現を目指してまいります。

結びに、本計画を策定するにあたり、貴重なご意見、ご提言をいただいた多くの方々、熱心にご審議いただいた土庄町障害者計画等策定委員会の委員の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和6（2024）年3月

土庄町長 岡野 能之

目次

第1章 総論	1
1. 計画策定の趣旨・背景	1
2. 国の動向（障がい者関連の法整備等の動き）	2
3. 基本指針の見直し	3
4. 法的位置づけ	6
5. 関連計画との整合性	7
6. 計画の期間	7
7. 計画の対象者	8
8. 計画の策定体制	9
第2章 土庄町を取り巻く現状	10
1. 人口の状況	10
2. 障がい者の状況	11
3. 障がいのある子どもの状況	16
4. 役場職員における障がい者雇用の状況	17
5. アンケート調査結果（抜粋して記載）	18
第3章 前計画の検証・評価	40
1. 土庄町障害者計画（第3期）の振り返り	40
2. 障害福祉計画（第6期）及び障害児計画（第2期）の振り返り	42
第4章 土庄町障がい者計画（第4期）	46
1. 基本理念	46
2. 基本目標	47
3. 施策の体系	50
4. 施策の展開	51
基本目標1 相互理解と配慮の促進	51
基本目標2 地域生活支援の充実	53
基本目標3 社会的自立の促進	57
基本目標4 障がいのある子どもの成長・発達に応じた支援	59
基本目標5 保健・医療の充実	61
基本目標6 人にやさしく安心・安全なまちづくり	63
第5章 土庄町障がい福祉計画（第7期）	67
1. 障がい福祉サービス等の全体像	67
2. 令和8（2026）年度末までに達成すべき成果目標及び活動指標	68
（1）福祉施設入所者の地域生活への移行等	68
（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	69
（3）地域生活支援の充実	70
（4）福祉施設から一般就労への移行等	71
（5）相談支援体制の充実・強化等	73
（6）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	74

3. 障がい福祉サービス等の見込量と確保の方策	75
(1) 訪問系サービス	75
(2) 日中活動系サービス	76
(3) 居住系サービス	78
(4) 相談支援	79
(5) 地域生活支援事業	80
第6章 土庄町障がい児福祉計画(第3期)	87
1. 令和8(2026)年度末までに達成すべき成果目標及び活動指標	87
(1) 障がい児支援の提供体制の整備等	87
2. 障がい児通所支援事業等の見込量と確保の方策	89
(1) 障がい児通所支援・障がい児相談支援	89
(2) 発達障がい者支援	91
第7章 計画の推進にあたって	92
1. 計画の実施体制	92
2. 計画の進行管理	92
3. サービスを利用しやすい環境づくり	93
参考資料	94
1. 土庄町障害者計画等策定委員会設置要綱	94
2. 「土庄町障害者計画等策定委員会」委員名簿	95
3. 用語解説	96

第1章 総論

1. 計画策定の趣旨・背景

本町では、平成 30（2018）年 3 月に「土庄町障害者計画（第 3 期）」を策定し、障がいのある人が生きがいを持って生活できる環境づくりと、障がいのある人もない人も共に暮らせるまちをめざして、『地域で支え合いながら誰もが自分らしくいきいきと暮らすまち』を基本理念とし、計画に基づき総合的に推進してきました。また、令和 3（2021）年 3 月には「土庄町障害福祉計画（第 6 期）・障害児福祉計画（第 2 期）」を策定し、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業などの提供体制や見込み量に関する計画を定め、障がいのある人の地域での暮らしを支援することを中心に、障がい福祉サービスの充実に努めてきました。

この間、国においては地域共生社会の実現に向け、令和 5（2023）年 3 月に「第 5 次障害者基本計画」が策定され、障がい者（児）が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援することを基本理念としており、横断的視点として「障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保」「共生社会の実現に資する取組の推進」「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」「障がい特性等に配慮したきめ細かい支援」「障がいのある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進」「PDCA サイクル等を通じた実効性のある取組の推進」等が掲げられています。

この他にも平成 30（2018）年には「障害者文化芸術推進法」、令和元（2019）年には「読書バリアフリー法」、令和 3（2021）年には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、令和 4（2022）年には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されるなど、障がい者関連の法律・制度は大きく変容しており、さらには、令和 4（2022）年 12 月に公布され、令和 6（2024）年 4 月施行される改正障害者総合支援法等においては、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備等の措置が講じられました。

こうした背景を受けて、土庄町障害者計画（第 3 期）及び土庄町障害福祉計画（第 6 期）・土庄町障害児福祉計画（第 2 期）の計画期間がそれぞれ令和 5（2023）年度をもって終了することから、国の法制度改正や障がい者を取り巻く社会環境の変化やニーズの多様化に対応するとともに、本町における障がい者施策を推進するにあたっての基本理念や基本方針、障がい福祉サービス、地域生活支援事業及び障がい児サービス等の必要見込量及びそれらの確保のための方策等を定めて令和 6（2024）年度からの新たに土庄町障がい者計画（第 4 期）と土庄町障がい福祉計画（第 7 期）・土庄町障がい児福祉計画（第 3 期）の性格を内包した一体的な計画を策定するものです。

2. 国の動向(障がい者関連の法整備等の動き)

年	施行・改正された法律等の名称(略称)	内容
平成 24 (2012)年	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」の施行	・障がい者に対する虐待の禁止 ・虐待を受けた障がい者の保護や自立の支援 ・養護者に対する支援のための措置等 ・発見者の市町への通報義務
平成 25 (2013)年	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」の一部施行	・障がい者の範囲に難病等を追加 ・地域生活支援事業の追加 ・サービス基盤
	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進などに関する法律(障害者優先調達推進法)」の施行	・公契約における障がい者の就業を促進するための措置等 ・障害者就労施設等の給付する物品に関する情報提供
平成 26 (2014)年	「(障害者総合支援法)」の一部施行	・障害者に対する差別の禁止と合理的配慮の提供義務 ・法定雇用率の算定基礎の見直し
	「(障害者総合支援法)」の一部施行	・障害支援区分への名称・定義の改正 ・重度訪問介護の対象拡大 ・共同生活介護の共同生活援助への一元化 ・地域移行支援の対象拡大等
平成 27 (2015)年	「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行	・難病に関する医療や施策の基本方針の策定 ・公平かつ安定的な医療費助成制度の確立 ・療養生活環境整備事業の実施等
平成 28 (2016)年	「発達障害者支援法の一部を改正する法律(改正発達障害者支援法)」の成立	・発達障がい者の定義の見直し ・発達障がい者の支援のための施策の強化 ・発達障がい者支援地域協議会の設置
	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の施行	・不当な差別的取扱いの禁止 ・合理的配慮の不提供の禁止
平成 30 (2018)年	「障害者総合支援法及び児童福祉法の改正(改正障害者総合支援法)」の施行	・障がい者の望む地域生活の支援 ・障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等
	「(障害者雇用促進法)」の一部施行	・法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加える
	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(障害者文化芸術推進法)」の施行	・文化芸術活動の推進に関する基本計画の策定 ・文化芸術を鑑賞・創造する機会の拡大、権利保護の推進 ・文化芸術の作品等の発表の機会の確保、文化芸術活動を通じた交流の促進
令和元 (2019)年	「視覚障害者等の読書環境の整備の促進に関する法律(読書バリアフリー法)」の施行	・図書館や学校等での、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進
令和2 (2020)年	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律(バリアフリー法)」の施行	・公共交通事業等によるハード・ソフト一体的な取組の推進 ・バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組の強化 ・更なる利用しやすさの確保に向けた様々な施策の充実
	「(障害者雇用促進法)」の改正	・障がい者の活躍の場の拡大や国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況の的確な把握 ・特例給付金の支給や優良企業としての認定等ができる仕組みが創設
令和3 (2021)年	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)」の施行	・医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援 ・医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
令和4 (2022)年	「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法)」の施行	・障がいの種類や程度に応じた手段を選択 ・地域にかかわらず等しく情報を取得 ・障がい者でない者と同一内容の情報を同一時点で取得 ・高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用
令和6 (2024)年	「(改正障害者総合支援法)」の施行(予定)	・障がい者等の地域生活の支援体制の充実 ・障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進 ・精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備等を措置

3. 基本指針の見直し

都道府県・市町村の障害福祉計画及び障害児福祉計画は、現行の計画期間が令和5年度末までであることから、令和6年度を初年度とする第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定に係る見直しを踏まえた基本指針が令和5年5月に告示されています。

<基本指針見直しの主な事項>

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③福祉施設から一般就労への移行等
- ④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤発達障がい者等支援の一層の充実
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦障がい者等に対する虐待の防止
- ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨障がい福祉サービスの質の確保
- ⑩障がい福祉人材の確保・定着
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい(児)福祉計画の策定
- ⑫障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬障がい者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭その他:地方分権提案に対する対応

<成果目標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)>

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数:令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数:令和4年度末の5%以上削減

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数:325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数:全国で令和2年度と比べて3.3万人減少
- ・精神病床における早期退院率:3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障がいを有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

第1章 総論

<成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標） つづき>

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数:令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】
- ・就労定着支援事業の利用者数:令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上

⑤障がい児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置:各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等:各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障がい児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

⑦障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

<活動指標（市町村）>

①施設入所者の地域生活への移行

- 居宅介護の利用者数、利用時間数※ ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数※
- 同行援護の利用者数、利用時間数※ ○ 行動援護の利用者数、利用時間数※
- 重度障がい者等包括支援の利用者数、利用単位数※ ※個々のサービスとしての指標は初めて
- 生活介護の利用者数、利用日数 ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数【新設】 ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ○ 就労定着支援の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数 ※重度障がい者の利用者数を追加
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

<活動指標(市町村)><活動指標(市町村)>>

<p>②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数 ○ 保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数 ○ 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 ○ 精神障がい者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障がい者の地域定着支援の利用者数 ○ 精神障がい者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障がい者の自立生活援助の利用者数 ○ 精神障がい者の自立訓練(生活訓練)【新設】
<p>③地域生活支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数
<p>④福祉施設から一般就労への移行等・</p> <p>※ 都道府県のみのため非掲載</p>
<p>⑤発達障がい者等に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数 ○ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数 ○ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数 ○ ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数 ○ ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数
<p>⑥障がい児支援の提供体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数 ○ 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 障がい児相談支援の利用児童数 ○ 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
<p>⑦相談支援体制の充実・強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基幹相談支援センターの設置【新設】 ○ 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 ○ 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 ○ 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 ○ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【新設】
<p>⑧障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数 ○ 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数 ○ 都道府県等が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導

4. 法的位置づけ

「障がい者計画（第4期）」・障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）」（以下、本計画といいます。）は、次の3つの法定計画として位置づけられます。

- 障がい者計画…「障害者基本法」第11条第3項に定める市町村障害者計画
- 障がい福祉計画…「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画
- 障がい児福祉計画…「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画

障がい者計画は、障がい者（児）が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することできるよう、施策全般に関わる理念や基本的な目標を定めることを目的に策定するものです。

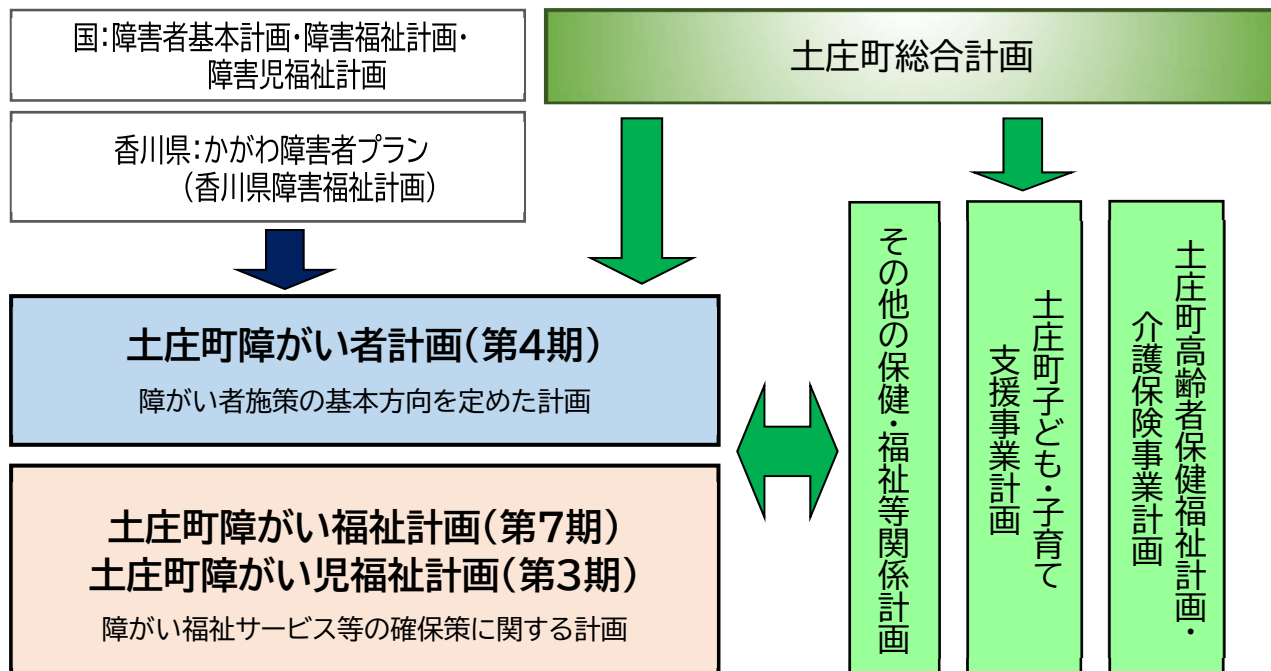
障がい福祉計画は、障がい者福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業が計画的に提供されるよう、数値目標やサービス見込量と確保策等を定め、達成に向けて円滑な実施を目的に策定するものです。

障がい児福祉計画は、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保やサービス見込量と確保策等を定めるものであり、第5期計画策定時から障がい福祉計画と一体的に策定しています。

「障がい者計画」に定める事項 (内閣府の市町村障害者計画策定指針の概要)			
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ●計画の趣旨、基本理念、基本目標等の基本的考え方の明確化 ●地域内の障がい者施策に関する現状と問題点の十分な把握・評価 ●基本的な考え方に照らし、今後何が必要か等課題の整理・分析 ●住民にわかりやすくかつ効果的な施策の推進を図るための施策の体系化の工夫 ●具体的な目標設定とその実現のための方策の明確化 	各施策分野のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○啓発広報活動 ○ボランティア活動 ○相談活動及び情報収集・提供 ○保健・医療・福祉サービス ○教育 ○雇用・就業 ○スポーツ・レクリエーション及び文化活動 ○総合的な福祉のまちづくり ○障がい者向け住宅の供給等 ○建築物の整備 ○公園、水辺空間等オープンスペースの整備 ○移動・交通手段 ○防犯・防災対策 ○国際交流・国際協力
「障がい福祉計画」に定める事項 (障害者総合支援法第88条第2・3項)		「障がい児福祉計画」に定める事項 (児童福祉法第33条の20第2・3項)	
必須事項	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ●各年度における障がい福祉サービス、相談支援または計画相談支援の種類ごとの必要な見込量 ●地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 	必須事項	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ●各年度における通所支援または障がい児相談支援の種類ごとの必要な見込量
任意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい福祉サービス等の見込量の確保のための方策 ○障がい福祉サービス、相談支援または計画相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーション※措置を実施する機関等との連携に関する事項 	任意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○通所支援または障がい児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策 ○通所支援または障がい児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関等との連携に関する事項

5. 関連計画との整合性

本計画は、国や県の計画を踏まえつつ、上位計画である「第7次土庄町総合計画」等、その他関連計画との整合性を図り策定していきます。



6. 計画の期間

本計画は、「障がい者計画（第4期）」は令和6年度から令和11年度までの6か年の計画、「障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）」は令和6年度から令和8年度までの3か年の計画として策定します。また、国や県等の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
			土庄町障がい者計画（第4期）					
			土庄町 障がい福祉計画(第7期) 障がい児福祉計画(第3期)			土庄町 障がい福祉計画(第8期) 障がい児福祉計画(第4期)		

7. 計画の対象者

「障がい福祉計画」は自立支援給付・地域生活支援事業を受ける障がい者を対象としています。なお、平成22年の障害者自立支援法の改正により高次脳機能障がい、発達障がいも障がい者の範囲に含まれ、難病患者についても、平成25年の障害者総合支援法により障がい者の範囲に加えられています。

COLUMN

～ 計画における障がい者の概念 ～

「障がい者」とは…障害者基本法第2条に規定する「身体障がい、知的障がい、または精神障がいがあるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」をいいます。

「高次脳機能障がい」とは…「けがや病気によって脳に損傷を負い、知的な機能に障がいが出て日常生活や社会生活に支障を来す状態」をいいます。

「発達障がい」とは…発達障害者支援法第2条に規定する「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がい」をいいます。

「難病患者」とは…障害者総合支援法第4条に規定する「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるもの」をいいます。

8. 計画の策定体制

①行政機関内部における計画策定体制の整備

本計画は、健康福祉課、関係各課及び県等と密接な連携を図りながら、障がい者本人やその家族、障がい福祉関係機関のニーズと実態を把握し、福祉、保健、医療、労働、教育等の関係団体、サービス事業者等との連携を強化しつつ、計画の円滑な推進を図ります。

②障がい者のニーズの把握

本計画の策定にあたり、障がい者の生活実態や福祉制度の利用状況と問題点、新たなサービスに対する利用意向等を把握し、意見を反映させるため、下記の調査を実施しました。

調査対象	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者
調査方法	郵送配布・郵送回収によるアンケート調査
調査期間	令和5年8月14日～9月8日
回収状況	配布数 879 人、有効回収数 366 人、有効回収率 41.6%

③計画等策定委員会の開催

本計画策定にあたっては、障がい者団体の代表、学識経験者、福祉関係者、関係行政機関職員、保健師で構成される「土庄町障害者計画等策定委員会」を開催し、幅広い意見の反映に努めました。

第1回	令和5年7月21日に開催 ○前計画の達成状況 ○アンケート調査票の検討 ○意見交換
第2回	令和5年12月15日に開催 ○アンケート結果の報告 ○計画素案に対する意見聴取、承認 ○意見交換

④パブリックコメントの実施

計画策定にあたっては、ホームページにおいて計画案を公表し、町民の考えや意見を聞くパブリックコメントを令和6年2月15日から3月15日まで実施しました。

第2章 土庄町を取り巻く現状

1. 人口の状況

本町の総人口は、令和5年度で12,796人となっており、平成30年度からの5年間で1,209人（8.6%）減少しています。

年齢3区分人口比率をみると、年少人口と生産年齢人口は減少傾向で推移しており、高齢者人口（65歳以上）は令和2年度までは増加傾向でしたが、令和3年度以降は減少傾向で推移しています。また、総人口における高齢者人口（65歳以上）の割合は、令和5年度で44.2%となっており、平成30年度からの5年間で3.5%増加し、高齢化の進行がみられます。

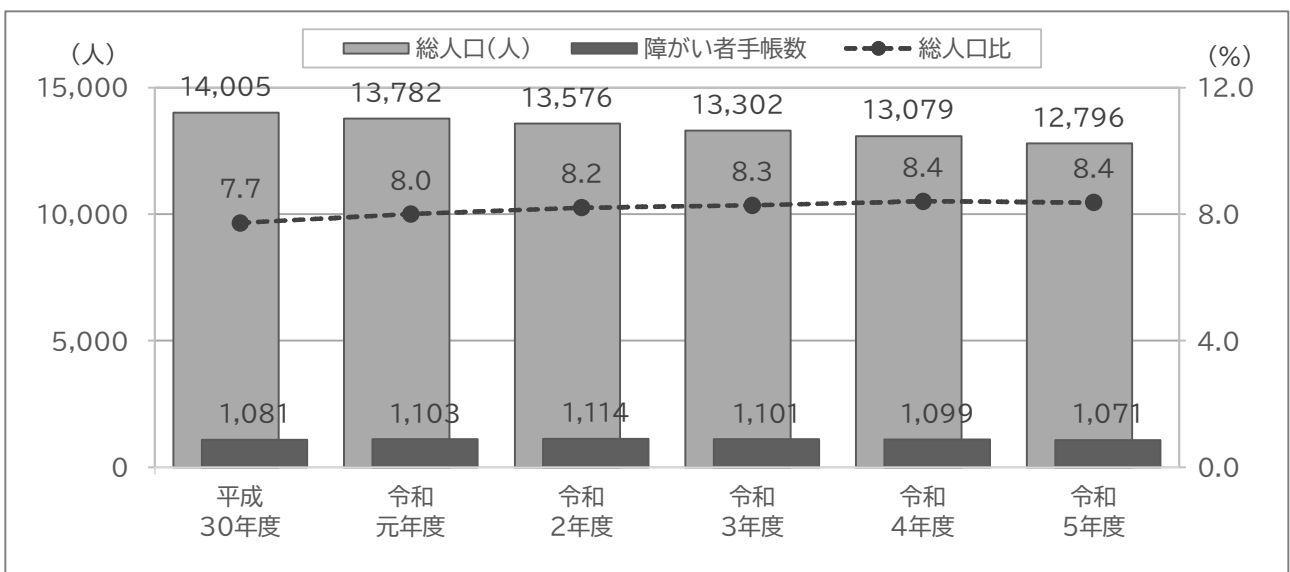
また、本町の障がい者手帳数は、令和5年度で1,071人となっており、平成30年度からの5年間で10人（0.9%）減少している一方で、総人口比は8.4%と増加傾向で推移しています。

＜総人口と年齢3区分人口と障がい者手帳数の推移＞

(単位:人、%)	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
総人口	14,005	13,782	13,576	13,302	13,079	12,796
年少人口(0~14歳)	1,313	1,294	1,256	1,225	1,184	1,148
比率	9.4	9.4	9.3	9.2	9.1	9.0
生産年齢人口(15~64歳)	6,995	6,744	6,569	6,348	6,175	5,994
比率	49.9	48.9	48.4	47.7	47.2	46.8
高齢者人口(65歳以上)	5,697	5,744	5,751	5,729	5,720	5,654
比率	40.7	41.7	42.4	43.1	43.7	44.2
障がい者手帳数※	1,081	1,103	1,114	1,043	1,047	1,071
比率	7.7	8.0	8.2	8.3	8.4	8.4

資料:住民基本台帳(各年度9月末日現在)

※障がい者手帳数は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数を足し合わせた数。



2. 障がい者の状況

①身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数は令和5年3月末時点で803人（18歳未満：9人、18～64歳：146人、65歳以上：648人）と平成30年の813人から10人（1.2%）減少しています。

等級別で見ると、3級と6級は増加傾向となっており、障がいの種類別で見ると、聴覚平衡機能障がい、音声言語そしゃく機能障がい、内部障がいは増加傾向となっています。

また、障がいの種類と等級別のクロス項目（令和5年の実績）で見ると、1級は内部障がい、2級から5級までは肢体不自由、6級は聴覚平衡機能障がいそれぞれ最も多くなっています。

<身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）>

（単位：人）	平成30 （2018） 年	令和元 （2019） 年	令和2 （2020） 年	令和3 （2021） 年	令和4 （2022） 年	令和5 （2023） 年
18歳未満	16	17	13	10	9	9
18～64歳	174	159	162	155	154	146
65歳以上	623	662	665	657	664	648
合計	813	838	840	822	827	803

資料：健康福祉課（各年3月末日現在）

<身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）>

（単位：人）	平成30 （2018） 年	令和元 （2019） 年	令和2 （2020） 年	令和3 （2021） 年	令和4 （2022） 年	令和5 （2023） 年
1級	189	204	203	199	197	195
2級	103	103	104	93	93	82
3級	124	132	138	131	131	137
4級	284	276	272	278	278	269
5級	68	73	70	62	63	61
6級	45	50	53	59	65	59
合計	813	838	840	822	827	803

資料：健康福祉課（各年3月末日現在）

<身体障害者手帳所持者数の推移（障がいの種類別）>

（単位：人）	平成30 （2018） 年	令和元 （2019） 年	令和2 （2020） 年	令和3 （2021） 年	令和4 （2022） 年	令和5 （2023） 年
視覚障がい	44	45	47	45	43	43
聴覚平衡機能障がい	61	65	70	79	83	82
音声言語そしゃく機能障がい	8	11	12	10	11	14
肢体不自由	433	444	443	423	414	388
内部障がい	267	273	268	265	276	276
合計	813	838	840	822	827	803

資料：健康福祉課（各年3月末日現在）

第2章 土庄町を取り巻く現状

<身体障害者手帳所持者数の推移(障がいの種類別×等級別)>※令和5年の実績

(単位:人)	視覚障がい	聴覚平衡 機能障がい	音声言語 そしゃく機能 障がい	肢体不自由	内部障がい	合計
1級	17	0	0	53	125	195
2級	13	9	0	60	0	82
3級	2	10	10	75	40	137
4級	3	29	4	122	111	269
5級	6	0	0	55	0	61
6級	2	34	0	23	0	59
合計	43	82	14	388	276	803

資料:健康福祉課

②知的障がい者の状況

療育手帳所持者数は令和5年3月末時点で176人(18歳未満:18人、18~64歳:114人、65歳以上:44人)と平成30年の188人から12人(6.4%)減少しています。

年齢別で見ると、いずれの年代も減少傾向となっており、程度別で見ると、最重度(Ⓐ)と重度(A)と中度(Ⓑ)は減少傾向で推移し、軽度(B)は増加傾向となっています。

また、年齢と障がいの種類別のクロス項目(令和5年の実績)で見ると、いずれの障がいの程度も18~64歳がそれぞれ最も多くなっています。

<療育手帳所持者数(年齢別)の推移>

(単位:人)	平成30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年	令和5 (2023) 年
18歳未満	21	16	14	20	17	18
18~64歳	123	125	126	128	121	113
65歳以上	44	50	50	48	49	44
合計	188	191	190	196	187	176

資料:健康福祉課(各年3月末日現在)

<療育手帳所持者数(障がいの程度別)の推移>

(単位:人)	平成30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年	令和5 (2023) 年
最重度(Ⓐ)	41	41	41	40	40	38
重度(A)	46	46	44	47	39	40
中度(Ⓑ)	63	64	65	63	67	58
軽度(B)	38	40	40	46	41	40
合計	188	191	190	196	187	176

資料:健康福祉課(各年3月末日現在)

第2章 土庄町を取り巻く現状

<療育手帳所持者数(年齢×障がいの程度別)の推移>※令和5年の実績

(単位:人)	0~17歳	18~64歳	65歳以上	合計
最重度(㊤)	3	33	2	38
重度(A)	3	23	14	40
中度(㊤)	3	32	23	58
軽度(B)	9	26	5	40
合計	18	114	44	176

資料:健康福祉課

③精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和5年3月末時点で92人(18歳未満:3人、18~64歳:62人、65歳以上:27人)と平成30年の80人から12人(15.0%)増加しています。

年齢別で見ると、18歳未満は横ばい傾向、18歳以上は減少傾向となっており、等級別で見ると、1級は減少傾向、2級は横ばい傾向、3級は増加傾向となっています。

また、年齢と障がいの種類別のクロス項目(令和5年の実績)で見ると、18歳未満は3級、18歳以上は2級がそれぞれ最も多くなっています。

<精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(年齢別)>

(単位:人)	平成30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年	令和5 (2023) 年
18歳未満	3	1	0	1	3	3
18~64歳	77	73	60	53	54	62
65歳以上			24	29	28	27
合計	80	74	84	83	85	92

資料:健康福祉課(各年3月末日現在)

<精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(等級別)の推移>

(単位:人)	平成30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年	令和5 (2023) 年
1級	7	6	9	8	6	6
2級	55	48	54	50	51	55
3級	18	20	21	25	28	31
合計	80	74	84	83	85	92

資料:健康福祉課(各年3月末日現在)

<精神障害者保健福祉手帳所持者数(年齢×等級別)の推移>※令和5年の実績

(単位:人)	18歳未満	18~64歳	65歳以上	合計
1級	0	3	3	6
2級	0	40	15	55
3級	3	19	9	31
合計	3	62	27	92

資料:健康福祉課(令和5年3月末日現在)

COLUMN

～ 障がい者手帳について～

●身体障害者手帳

視覚・聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく・肢体(手足)・心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・免疫機能に一定以上の永続する障がいのある方が対象です。障がいの等級は重い方から順に1級から6級まであります。

●療育手帳

障害福祉相談所において、知的障がいがあると判定された方が対象です。障がいの程度は㊤(最重度)、A(重度)、㊤(中度)、B(軽度)です。

●精神障害者保健福祉手帳

精神疾患をお持ちの方のうち、長期にわたり、日常生活又は社会生活に制限のある方が対象です。障がいの等級は1級～3級まであります。

④障害支援区分の状況

障害支援区分認定者数の推移をみると、令和5年3月末時点で91人と平成30年の87人から4人(4.6%)増加しています。また、令和5年の内訳をみると、区分6が32人と最も多く、次いで区分3が18人、区分4と区分5が同数15人で続いています。

<障害支援区分認定者数の推移>

(単位:人)	平成30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年	令和5 (2023) 年
区分1	0	0	0	0	0	1
区分2	18	12	9	6	6	10
区分3	12	13	14	21	18	18
区分4	22	19	19	14	17	15
区分5	14	17	15	17	16	15
区分6	21	25	29	32	33	32
合計	87	86	86	90	90	91

資料:健康福祉課(各年3月末日現在)

⑤自立支援医療の状況

自立支援医療受給者数の推移をみると、令和5年3月末時点で66人と平成30年の56人から10人(17.9%)増加しています。また、令和5年の内訳をみると、更生医療が63人、育成医療が3人となっています。

<自立支援医療受給者数の推移>

(単位:人)	平成30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年	令和5 (2023) 年
更生医療	54	64	58	48	58	63
育成医療	2	3	1	5	3	3
合計	56	67	59	53	61	66

資料:健康福祉課(各年3月末日現在)

⑥福祉医療費助成の状況

福祉医療費助成対象者数の推移をみると、令和5年3月末時点で401人と平成30年の438人から37人（8.4%）減少しています。

<福祉医療費助成対象者数の推移>

(単位:人)	平成30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年	令和5 (2023) 年
福祉医療費助成対象者数	438	439	433	434	416	401

資料:健康福祉課(各年3月末日現在)

⑦難病等患者の状況

難病等患者数の推移をみると、小豆圏域の指定難病の認定者数は令和5年3月末時点で342人と平成30年の319人から23人（7.2%）増加しています。一方で、小児慢性特定疾病の認定者数は令和5年3月末時点で15人と平成30年の22人から7人（31.8%）減少しています。

<難病等認定者数の推移>

(単位:人)	平成30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年	令和5 (2023) 年
指定難病	329	344	352	372	357	342
小児慢性特定疾病	20	16	16	18	14	15
合計	349	360	368	390	371	357

資料:健康福祉課(各年3月末日現在)

⑧経済的支援の状況

経済的支援受給者数等の推移をみると、特別障害者手当、特別児童扶養手当は増加傾向、障害児福祉手当は横ばい傾向、心身障害者扶養共済制度の加入者数は減少傾向となっています。

<経済的支援受給者数等の推移>

(単位:人)	平成30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年	令和5 (2023) 年
特別障害者手当	9	10	11	11	12	12
障害児福祉手当	7	8	9	9	8	8
特別児童扶養手当	21	23	21	21	23	25
心身障害者扶養共済制度※	18	16	16	15	13	13
合計	55	57	57	56	56	58

資料:健康福祉課(各年3月末日現在)

※心身障害者扶養共済制度は、加入者数を記載。

3. 障がいのある子どもの状況

①障がい児保育の状況

障がい児保育を実施している保育園において、一人ひとりの障がいに合った指導や支援を実施しています。

②障がい児通所支援の状況

障がい児通所支援利用者数の推移をみると、児童発達支援は横ばい傾向、放課後等デイサービスは増加傾向となっています。

<障がい児通所支援利用者数の推移>

(単位:人)	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
児童発達支援	1	2	2	2	3	1
放課後等デイサービス	18	18	13	15	18	23

資料:健康福祉課(各年度5月1日現在)

③特別支援学級の状況の状況

特別支援学級の推移をみると、特別支援学級に通う小学校の児童数、中学校の生徒数はいずれも平成30年から増加傾向となっています。

<小学校特別支援学級の推移>

(単位:校、級、人)	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
設置校数(校)	1	1	1	1	1	1
学級数(級)	5	5	6	4	6	4
児童数(人)	20	19	27	21	27	32

資料:健康福祉課(各年度5月1日現在)

<中学校特別支援学級の推移>

(単位:校、級、人)	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
設置校数(校)	1	1	1	1	1	1
学級数(級)	4	4	3	4	3	2
生徒数(人)	6	7	6	10	10	12

資料:健康福祉課(各年度5月1日現在)

4. 役場職員における障がい者雇用の状況

① 役場職員における障がい者雇用の状況

役場職員における障がい者雇用の状況を見ると、令和5年6月1日現在の実雇用率は3.8%となっており、国が定める地方公共団体の法定雇用率2.6%（令和5年度）を上回っています。

<役場職員における障がい者雇用の状況>

		令和5 (2023) 年
職員数(人)		160
雇用 障害 者 数	身体(人)	5
	知的(人)	0
	精神(人)	1
	合計	6
実雇用率		3.8%

資料:健康福祉課(令和5年6月1日現在)

※職員数とは、法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数をいう。

また、雇用障害者数とは、法定雇用障害者数の算定の基礎となる障害者数をいう。

② 相談員の配置状況

相談員の配置状況を見ると、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者家族相談員の状況は以下のとおりとなっています。

<相談員の配置状況>

	令和5 (2023) 年
民生委員・児童委員	51
身体障害者相談員	2
知的障害者相談員	1
精神障害者家族相談員	0

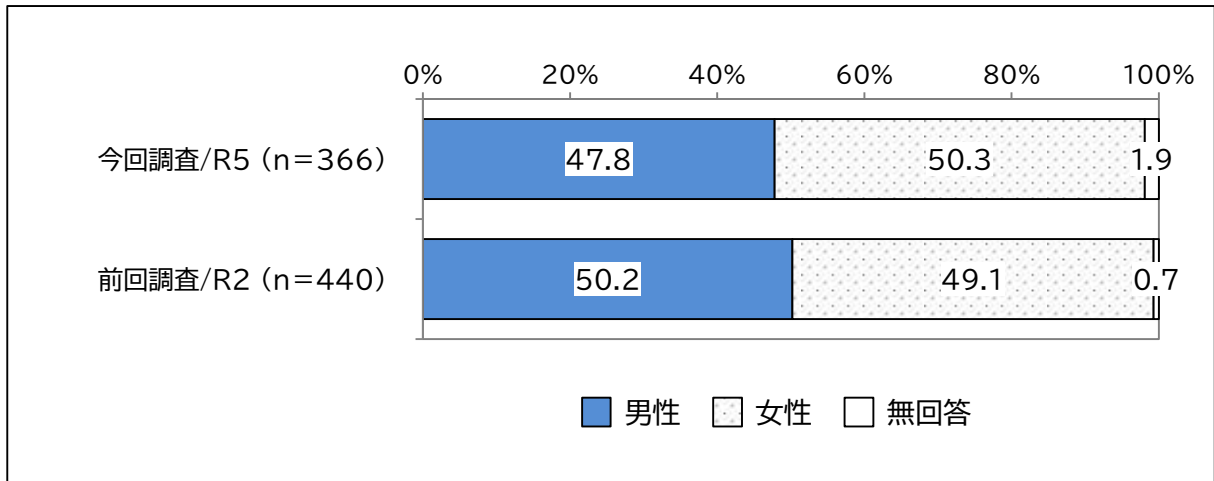
資料:健康福祉課(令和5年4月1日現在)

5. アンケート調査結果 (抜粋して記載)

① 本人の性別

本人の性別は、「男性」に比べ、「女性」の割合がやや高くなっています。

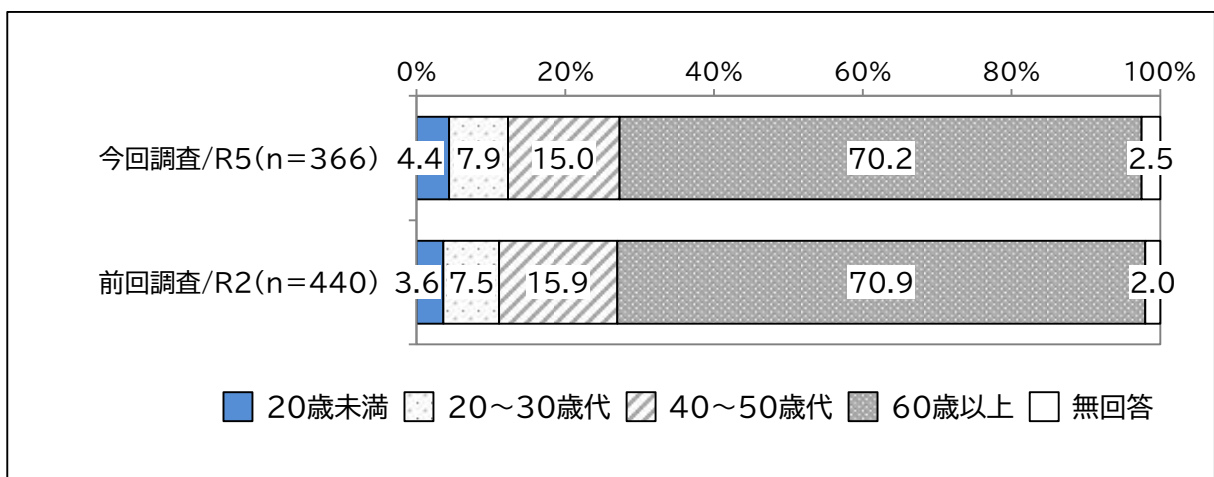
令和2年に実施したアンケート結果と比較すると、「男性」が 2.4 ポイント減少し、一方、「女性」は 1.2 ポイント増加しています。



② 本人の年齢

本人の年齢は、「60歳以上」(70.2%)が最も高く、次いで「40～50歳代」(15.0%)、「20～30歳代」(7.9%)、「20歳未満」(4.4%)となっています。

令和2年に実施したアンケート結果と比較すると、「20歳未満」が 0.8 ポイント増加し、「40～50歳代」は 0.9 ポイント減少しています。

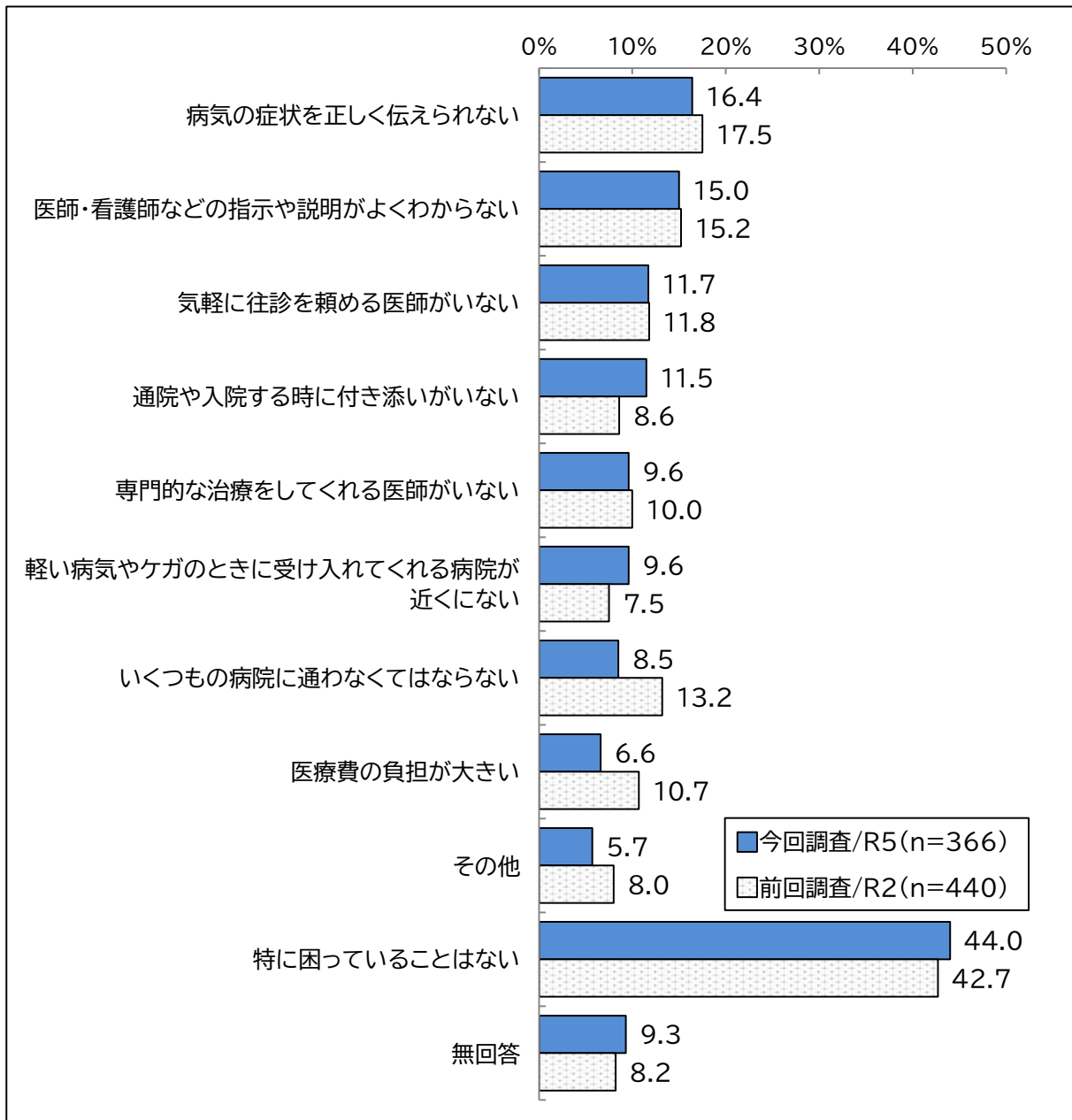


③ 医療を受ける上で困っていること

医療を受ける上で困っていることについてたずねたところ、「病気の症状を正しく伝えられない」(16.4%)が最も高く、次いで「医師・看護師などの指示や説明がよくわからない」(15.0%)、「気軽に往診を頼める医師がいない」(11.7%)、「通院や入院する時に付き添いがいない」(11.5%)、「専門的な治療をしてくれる医師がいない」(9.6%)などとなっています。

一方、「特に困っていることはない」は44.0%となっており、全体では第1位の割合となっています。

令和2年に実施したアンケート結果と比較すると、「通院や入院する時に付き添いがいない」が2.9ポイント増加し、「いくつもの病院に通わなくてはならない」が4.7ポイント減少しています。

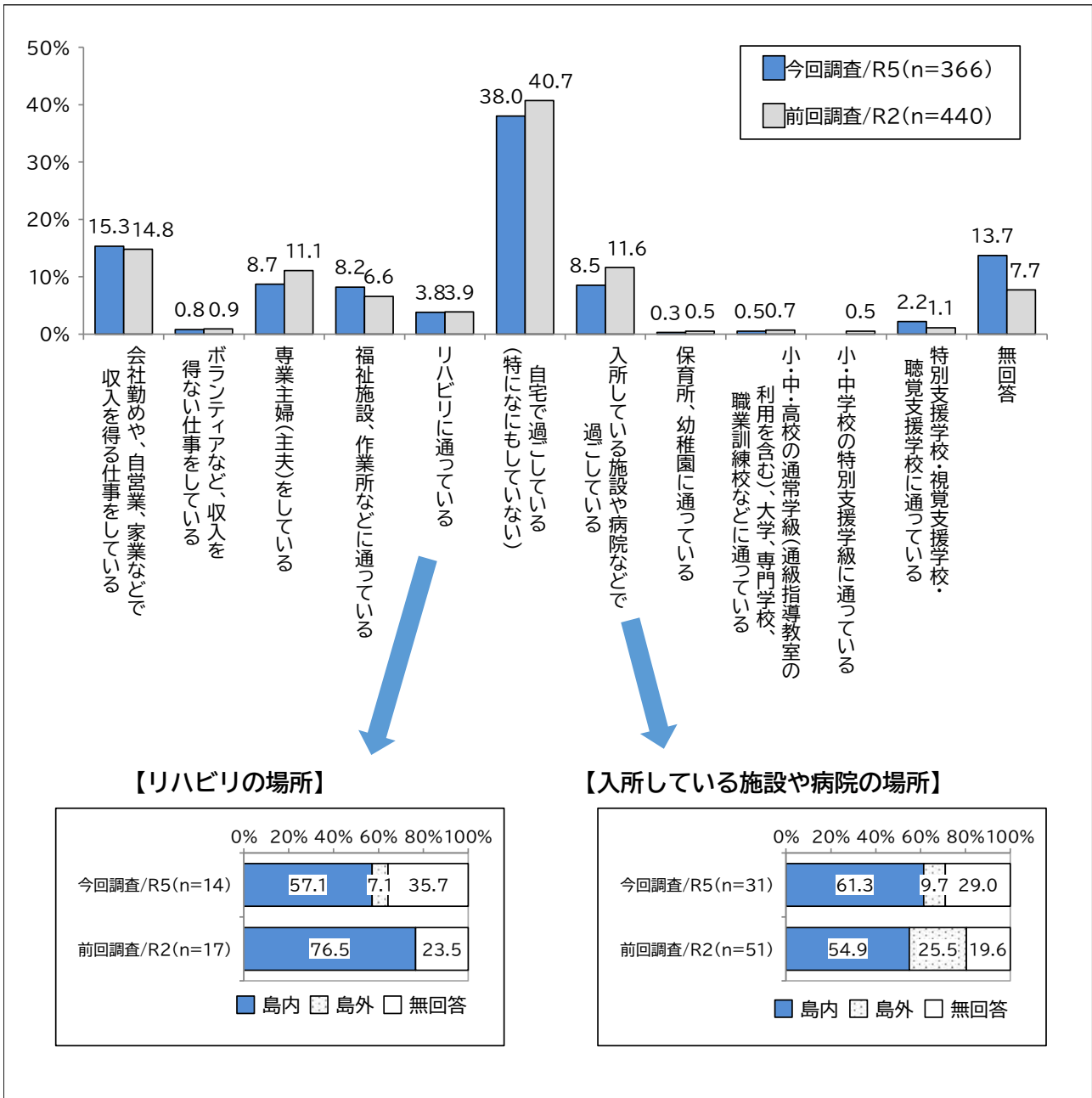


④ 日中の過ごし方

日中の過ごし方についてたずねたところ、「自宅で過ごしている(特になにもしていない)」(38.0%)が最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」(15.3%)、「専業主婦(主夫)をしている」(8.7%)などとなっています。

令和2年に実施したアンケート結果と比較すると、「福祉施設、作業所などに通っている」が1.6ポイント増加し、一方、「入所している施設や病院などで過ごしている(島内・島外)」が3.1ポイント減少しています。

■日中の過ごし方(全体、前回との比較)

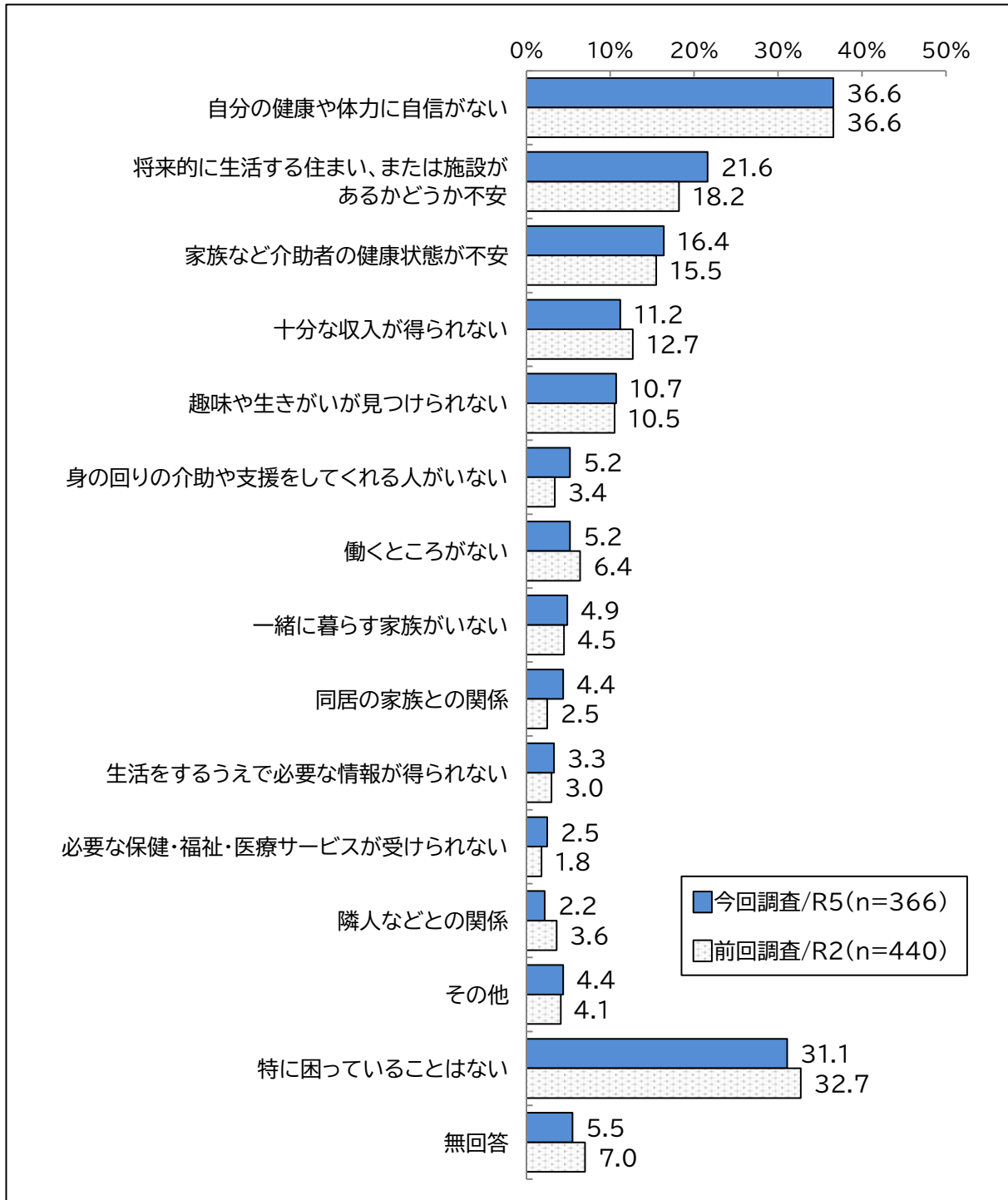


⑤ 現在の生活で困っていることや不安に思っていること

現在の生活において困っていることや不安に思っていることについてたずねたところ、「自分の健康や体力に自信がない」(36.6%)が最も高く、次いで「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」(21.6%)、「家族など介助者の健康状態が不安」(16.4%)などとなっています。

一方、「特に困っていることはない」は31.1%となっており、全体では第2位の割合となっています。

令和2年に実施したアンケート結果と比較すると、「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」が3.4ポイント増加し、「十分な収入が得られない」が1.5ポイント減少しています。

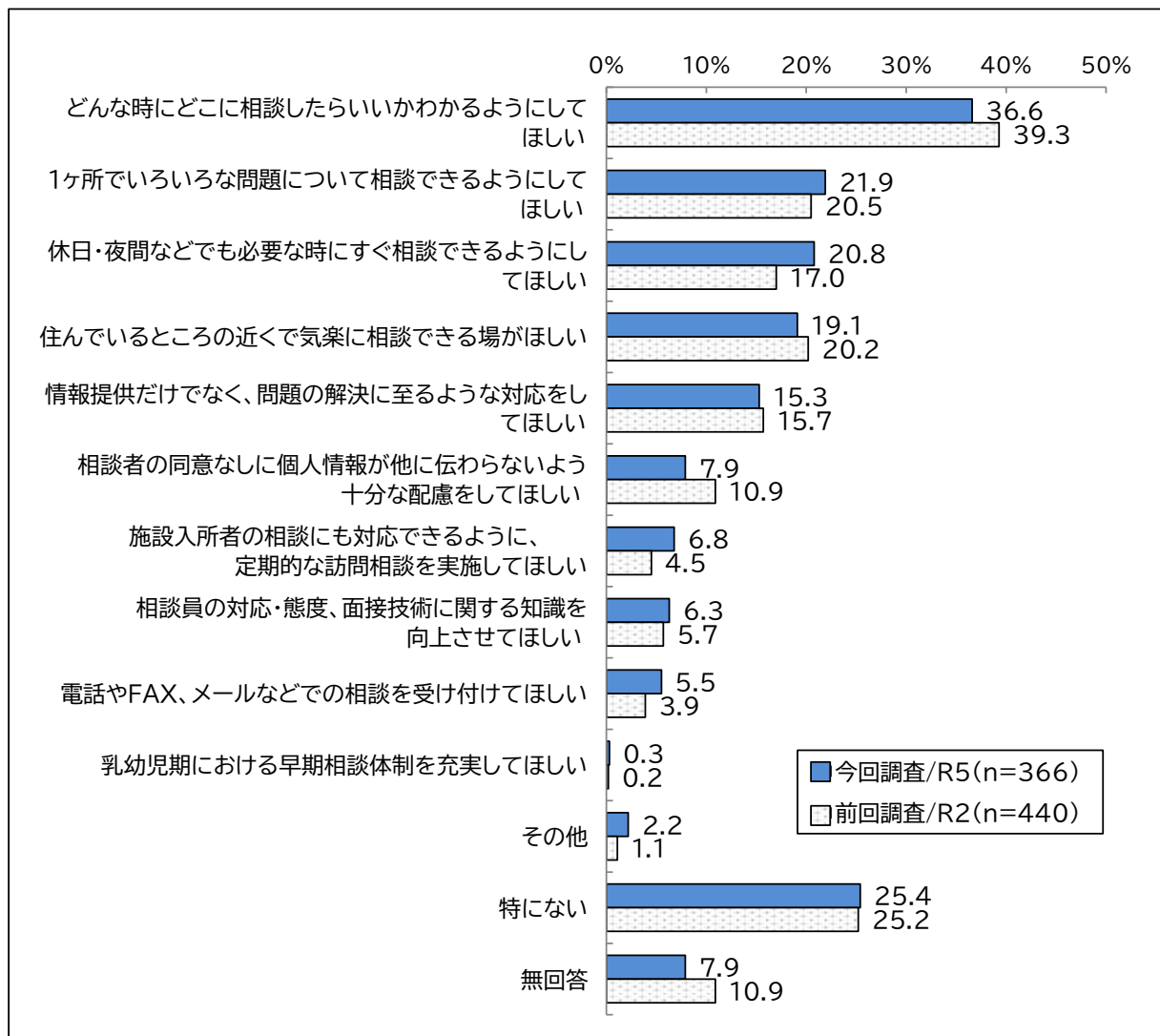


⑥ 障がい者福祉や生活に関する相談体制として希望すること

障がい者福祉や生活に関する相談体制に関する要望についてたずねたところ、「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」(36.6%)が最も高く、次いで「1ヶ所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい」(21.9%)、「休日・夜間などでも必要な時にすぐ相談できるようにしてほしい」(20.8%)などとなっています。

一方、「特にない」は25.4%となっており、全体では第2位の割合となっています。

令和2年に実施したアンケート結果と比較すると、「休日・夜間などでも必要な時にすぐ相談できるようにしてほしい」は3.8ポイント増加し、「相談者の同意なしに個人情報に他に伝わらないよう十分な配慮をしてほしい」は3.0ポイント減少しています。

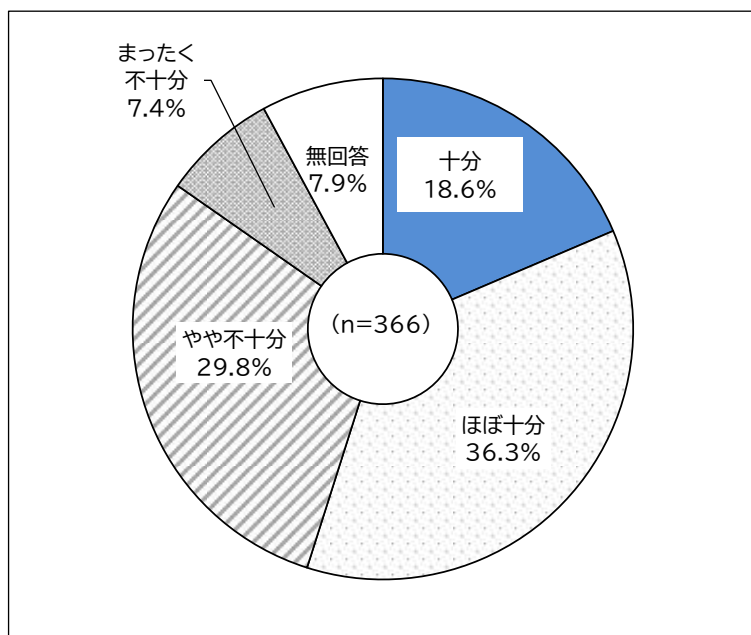


⑦ 困った時の相談体制の充足度

困った時の相談体制の充足度についてたずねたところ、「ほぼ十分」(36.3%)が最も高く、次いで「やや不十分」(29.8%)、「十分」(18.6%)などとなっています。

【障がい別の傾向】

障がい別にみると、身体障がいでは「ほぼ十分」(32.9%)、知的障がい、精神障がい、難病、発達障がいでは「やや不十分」、高次脳機能障がいでは「十分」、「ほぼ十分」(同率 25.0%)がそれぞれ最も高くなっています。

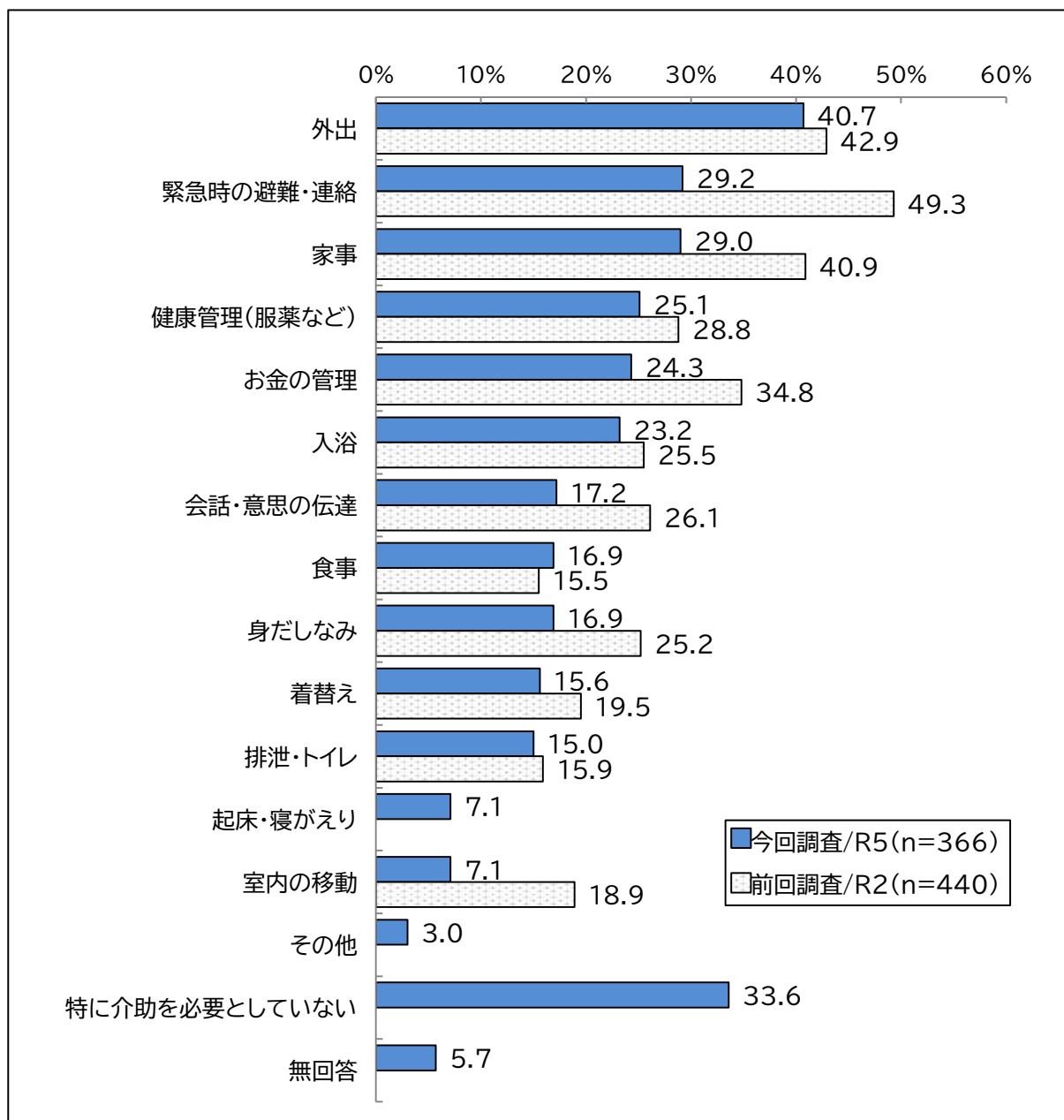


【表の見方】	調査数(人)	(1)	(2)	(3)	(4)	無回答	
		十分	ほぼ十分	やや不十分	まったく不十分		
比率(%) 網掛け=							
1位							
2位							
全体(R5)	366	18.6	36.3	29.8	7.4	7.9	
障がい別	身体障がい	286	18.5	39.2	27.3	6.3	8.7
	知的障がい	86	18.6	30.2	34.9	12.8	3.5
	精神障がい	26	26.9	23.1	46.2	3.8	-
	難病	26	23.1	19.2	30.8	7.7	19.2
	発達障がい	42	14.3	31.0	42.9	9.5	2.4
	高次脳機能障がい	16	25.0	25.0	31.3	6.3	12.5

⑧ 日常生活で介助・援助を必要とすること

日常生活でどのような介助や支援が必要かたずねたところ、「外出」(40.7%)が最も高く、次いで「緊急時の避難・連絡」(29.2%)、「家事」(29.0%)、「健康管理(服薬など)」(25.1%)、「お金の管理」(24.3%)などとなっています。一方、「特に介助を必要としていない」は33.6%となっており、全体では第2位の割合となっています。

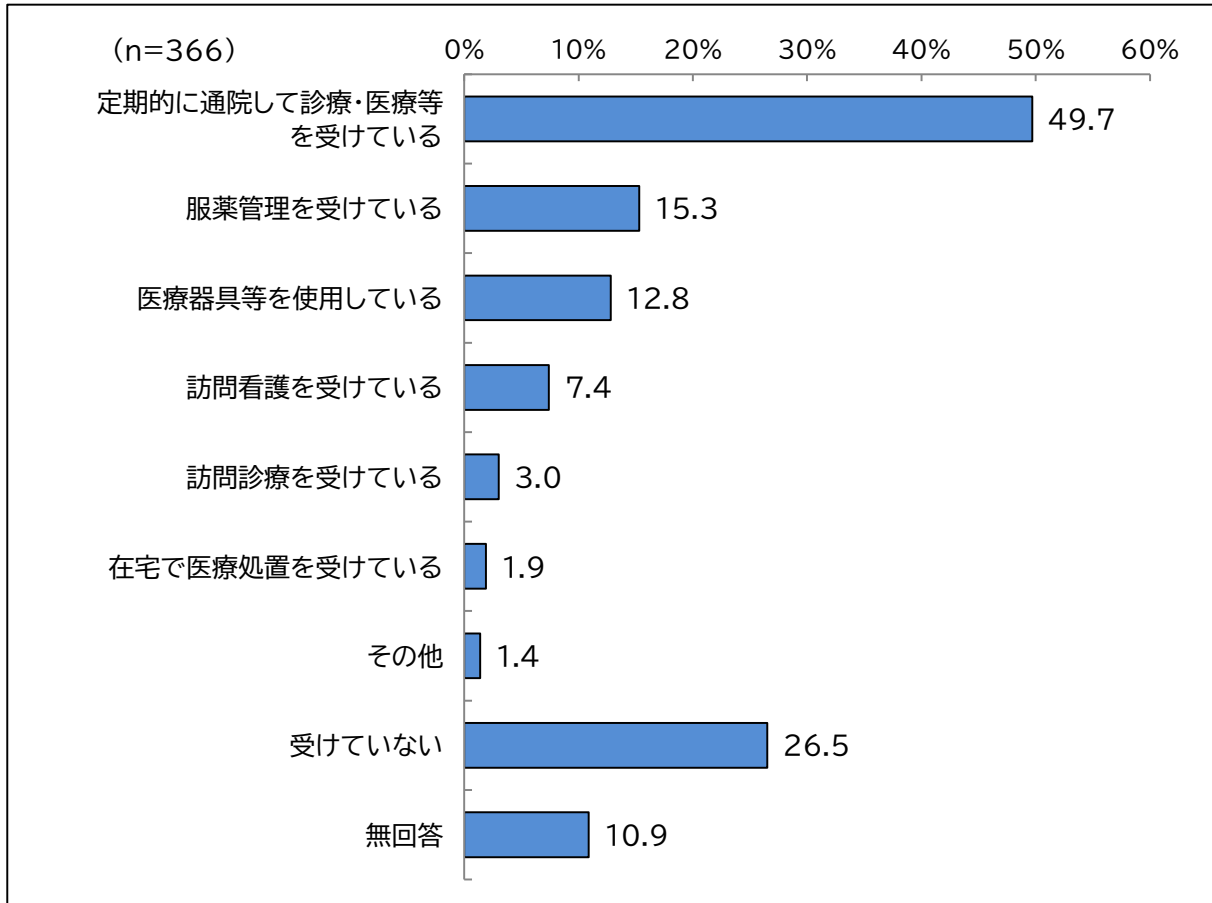
令和2年に実施したアンケート結果と比較すると、「食事」は1.4ポイント増加し、「緊急時の避難・連絡」は20.1ポイントと大幅に減少しています。



⑨ 医療的ケアの受診状況

医療的ケアの受診状況についてたずねたところ、「定期的に通院して診療・医療等を受けている（49.7%）が最も高く、次いで「服薬管理を受けている」（15.3%）、「医療器具等を使用している」（12.8%）などとなっています。

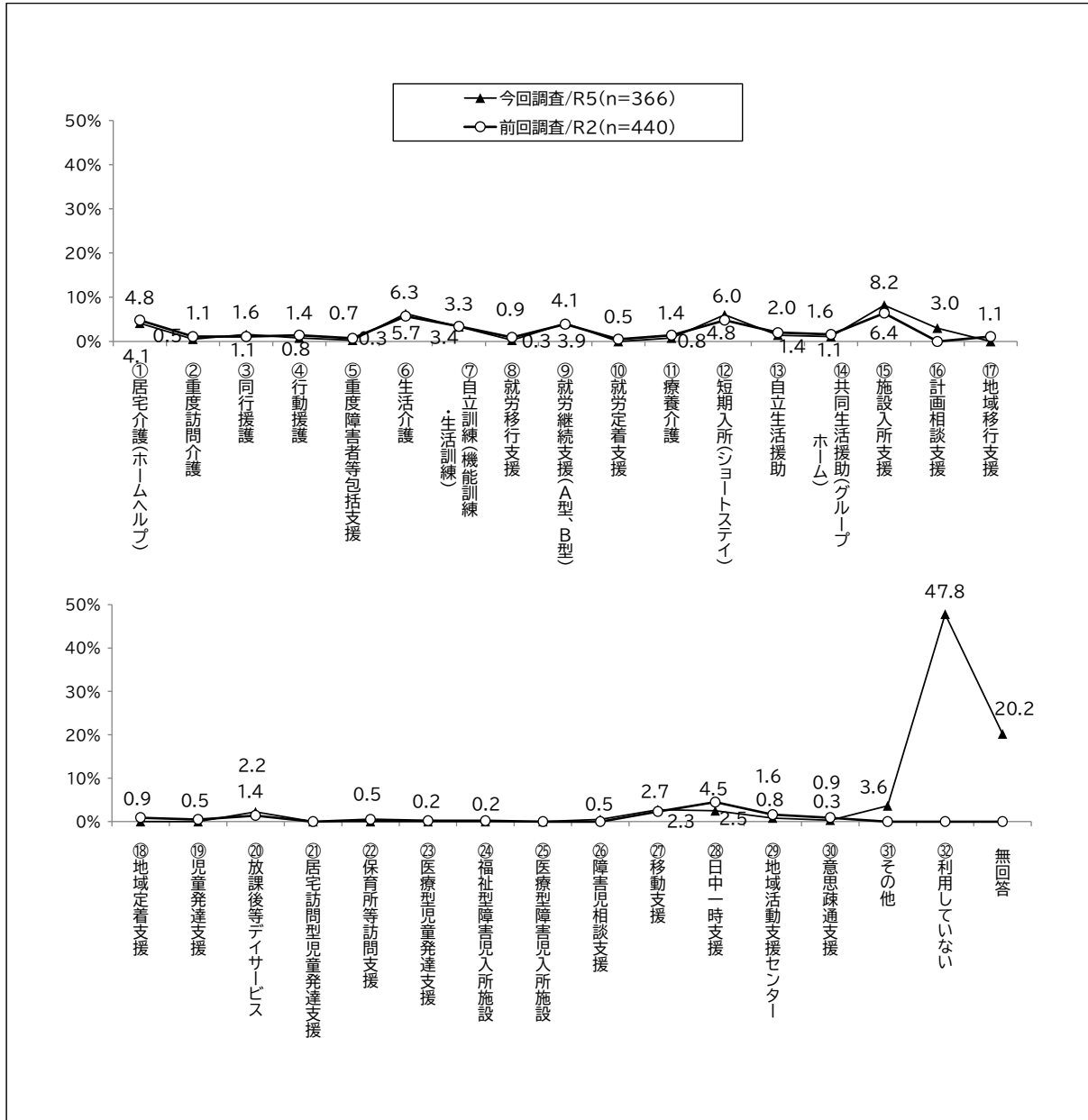
一方、「受けていない」は26.5%となっており、全体では第2位の割合となっています。



⑩ 現在利用している福祉サービス

現在利用している福祉サービスについてたずねたところ、「施設入所支援」(8.2%)、「生活介護」(6.3%)、「短期入所(ショートステイ)」(6.0%)などの利用率が高くなっています。

令和2年に実施したアンケート結果と比較すると、「施設入所支援」は 1.8 ポイント増加し、「日中一時支援」は 2.0 ポイント減少しています。

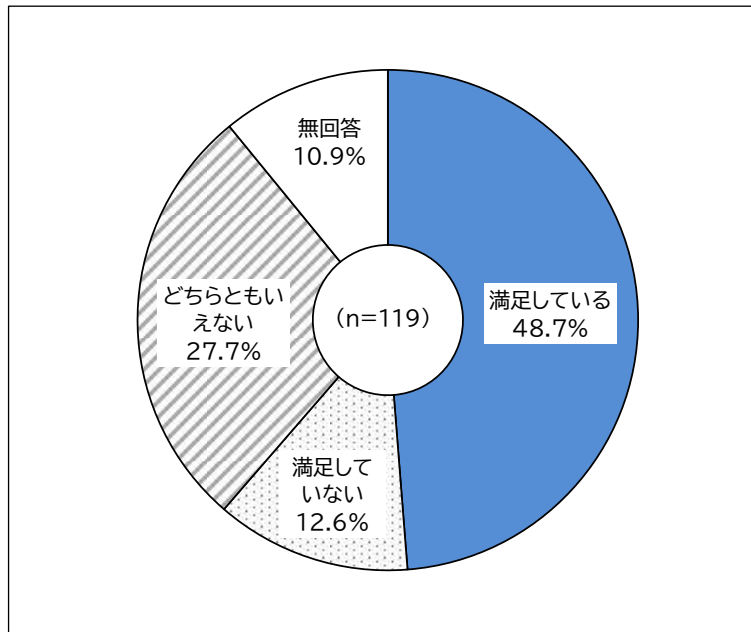


① 利用している福祉サービスの満足度

現在利用している福祉サービスの満足度についてたずねたところ、「満足している」(48.7%)、「満足していない」(12.6%)、「どちらともいえない」(27.7%)などとなっています。

【障がい別の傾向】

障がい別にみると、身体障がい、知的障がい、精神障がい、高次脳機能障がいでは「満足している」の割合が高く、特に、高次脳機能障がいでは75.0%と7割を超えています。一方、難病は「満足していない」(50.0%)が高く、発達障がいは「どちらともいえない」(48.0%)が高くなっています。

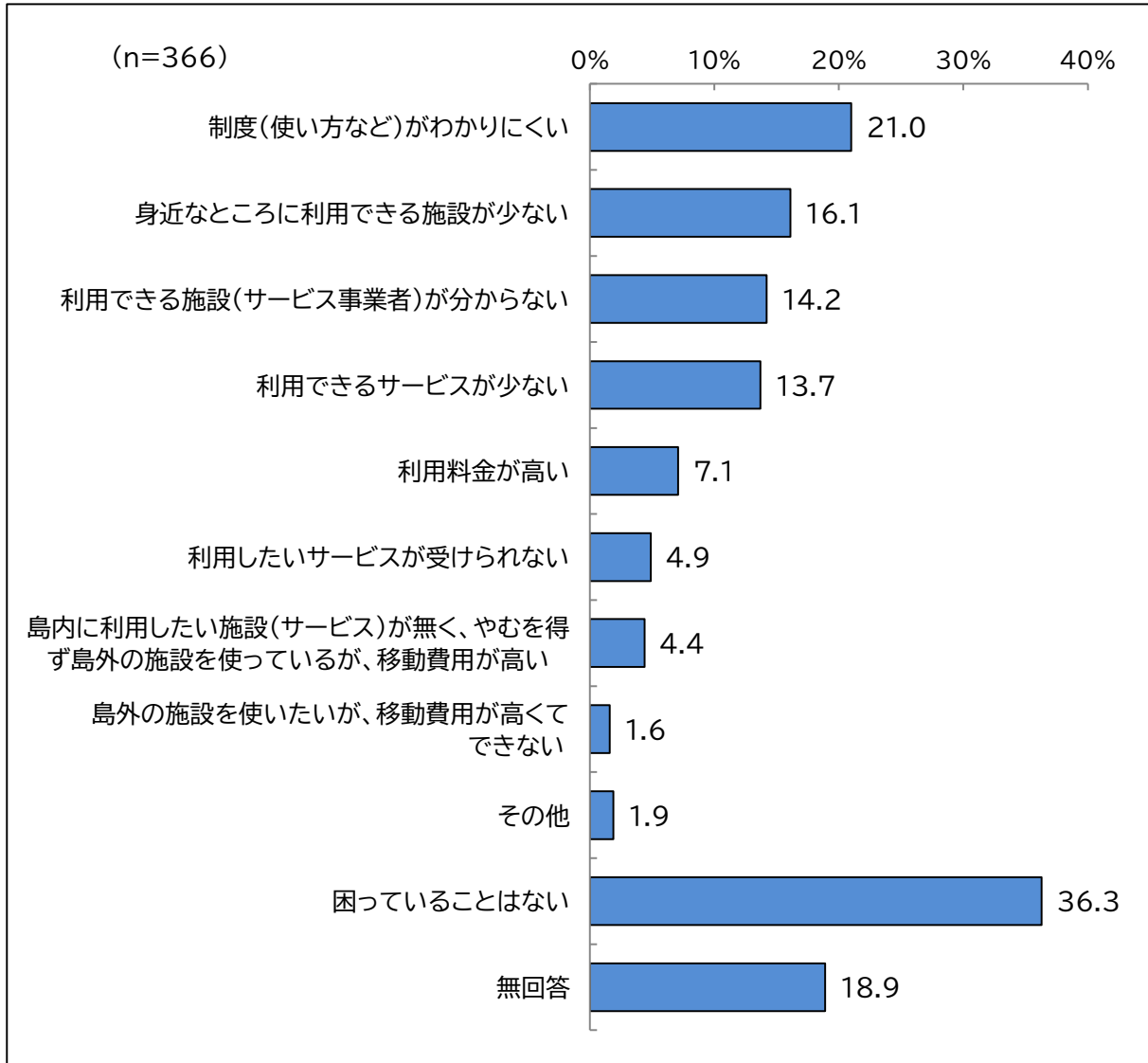


【表の見方】 比率(%) 網掛け=	調査数 (人)	(1)	(2)	(3)	無回答
		満足している	満足していない	どちらともいえない	
全体(R5)	119	48.7	12.6	27.7	10.9
障がい別	身体障がい	51.3	12.5	23.8	12.5
	知的障がい	41.2	15.7	37.3	5.9
	精神障がい	42.9	14.3	28.6	14.3
	難病	16.7	50.0	16.7	16.7
	発達障がい	36.0	12.0	48.0	4.0
	高次脳機能障がい	75.0	-	12.5	12.5

⑫ 福祉サービスを受けるにあたり、困っていること

福祉サービスを受けるにあたり、困っていることについてたずねたところ、「制度（使い方など）がわかりにくい」（21.0%）が最も高く、次いで「身近なところに利用できる施設が少ない」（16.1%）、「利用できる施設（サービス事業者）が分からない」（14.2%）などとなっています。

一方、「特に困っていることはない」は 36.3%となっており、全体では第1位の割合となっています。

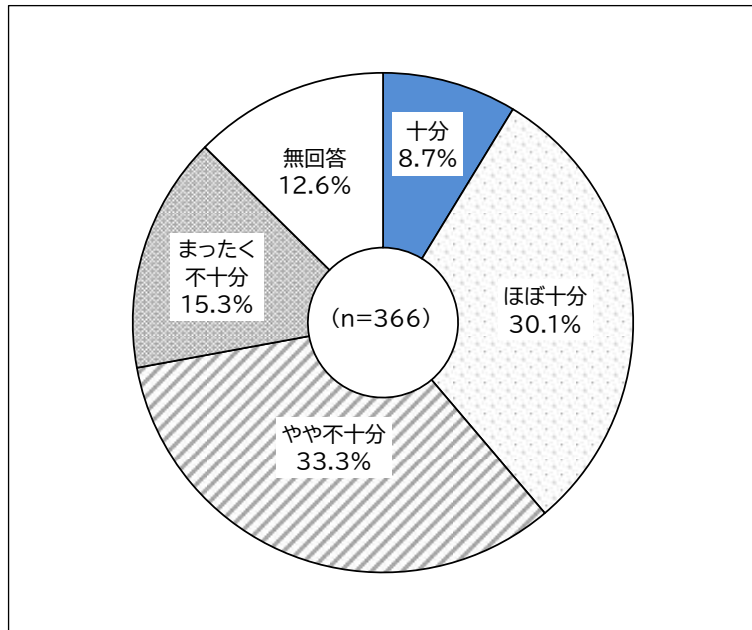


⑬ 障がいや福祉サービスに関する情報の充足度

障がいや福祉サービスに関する情報の充足度についてたずねたところ、「やや不十分」(33.3%)が最も高く、次いで「ほぼ十分」(30.1%)、「まったく不十分」(15.3%)などとなっています。

【障がい別の傾向】

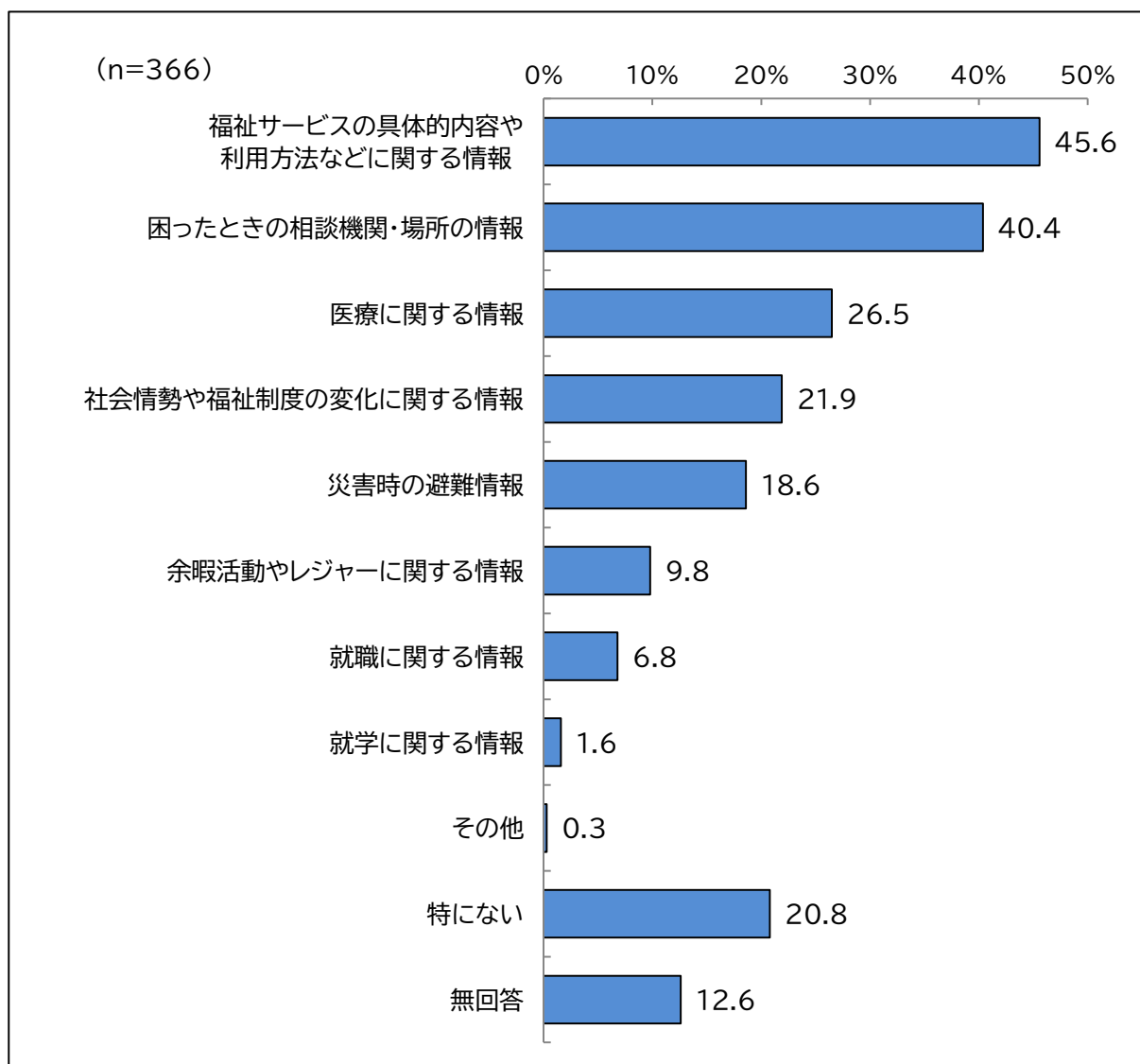
障がい別にみると、身体障がいでは「ほぼ十分」(32.9%)、知的障がい、精神障がい、難病、発達障がいでは「やや不十分」、高次脳機能障がいでは「十分」、「ほぼ十分」(同率 25.0%)がそれぞれ最も高くなっています。



【表の見方】	調査数 (人)	(1)	(2)	(3)	(4)	無回答	
		十分	ほぼ十分	やや不十分	まったく不十分		
比率(%) 網掛け=							
		1位	2位				
全体(R5)	366	8.7	30.1	33.3	15.3	12.6	
障がい別	身体障がい	286	7.3	32.9	31.5	14.0	14.3
	知的障がい	86	12.8	22.1	43.0	19.8	2.3
	精神障がい	26	26.9	19.2	38.5	3.8	11.5
	難病	26	7.7	15.4	26.9	15.4	34.6
	発達障がい	42	4.8	21.4	45.2	23.8	4.8
	高次脳機能障がい	16	25.0	25.0	18.8	18.8	12.5

⑭ 今後充実してほしい情報

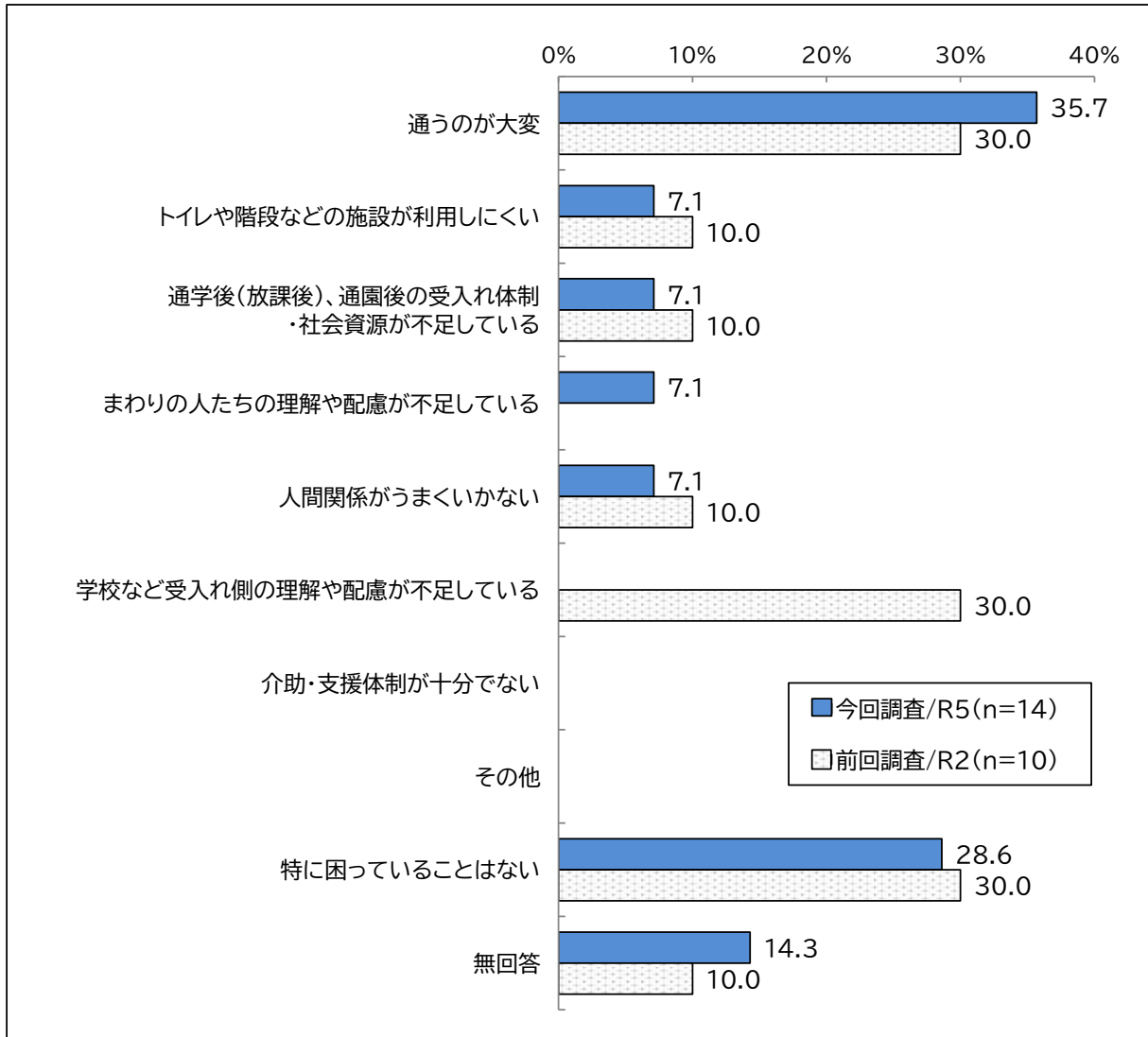
今後充実してほしい情報についてたずねたところ、「福祉サービスの具体的内容や利用方法などに関する情報」(45.6%)が最も高く、次いで「困ったときの相談機関・場所の情報」(40.4%)、「医療に関する情報」(26.5%)、「社会情勢や福祉制度の変化に関する情報」(21.9%)、「災害時の避難情報」(18.6%)などとなっています。一方、「特にない」は20.8%となっており、全体では第5位の割合となっています。



⑮ 通園・通学で困っていること

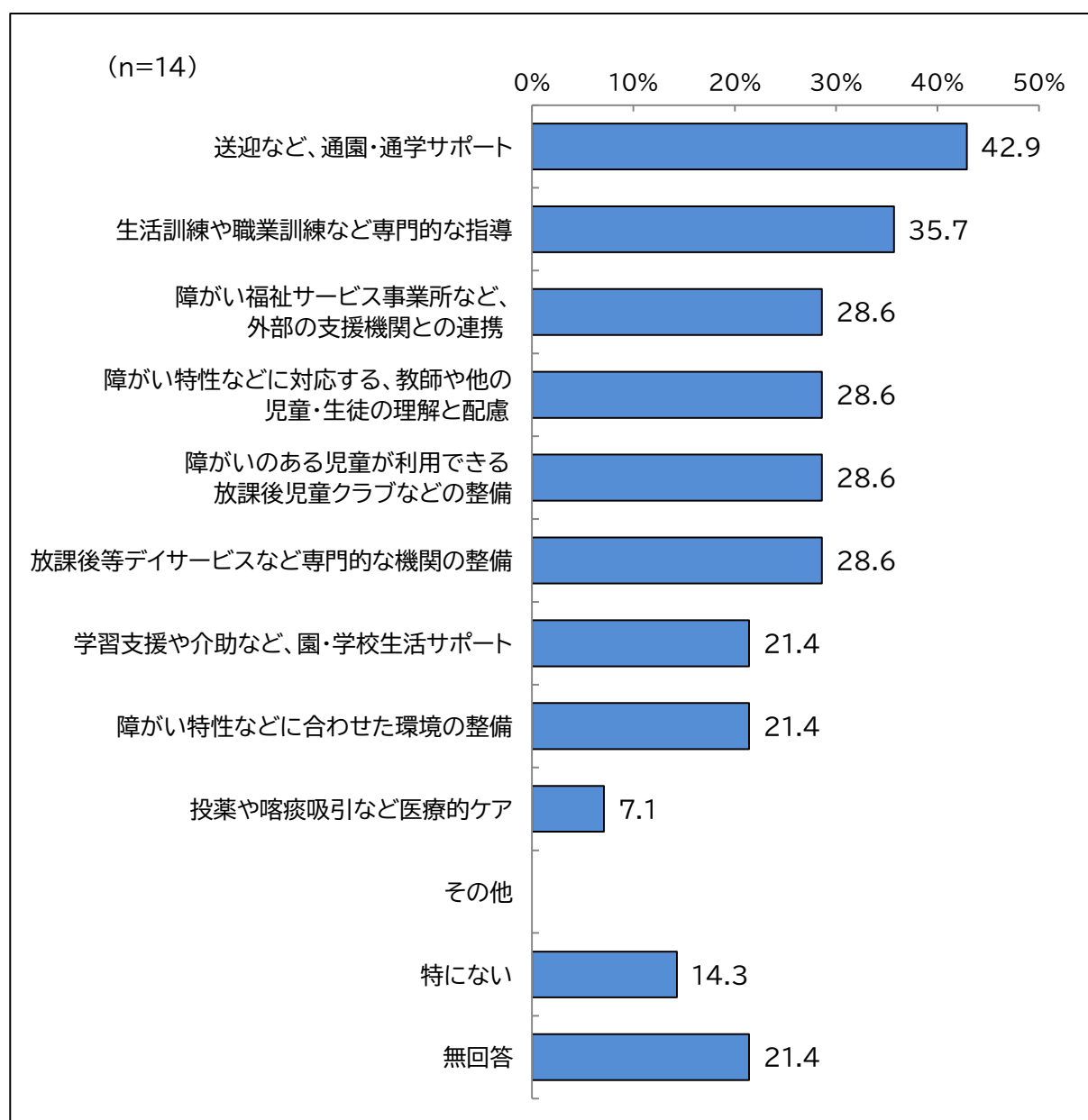
通園・通学で困っていることについてたずねたところ、「通うのが大変」(35.7%)が最も高く、次いで「トイレや階段などの施設が利用しにくい」、「通学後(放課後)、通園後の受入れ体制・社会資源が不足している」、「まわりの人たちの理解や配慮が不足している」、「人間関係がうまくいかない」(同率 7.1%)などとなっています。一方、「特に困っていることはない」は 23.1%となっており、全体では第2位の割合となっています。

令和2年に実施したアンケート結果と比較すると、「通うのが大変」は 5.7 ポイント増加しています。



⑩ 通園・通学するにあたり、希望する支援

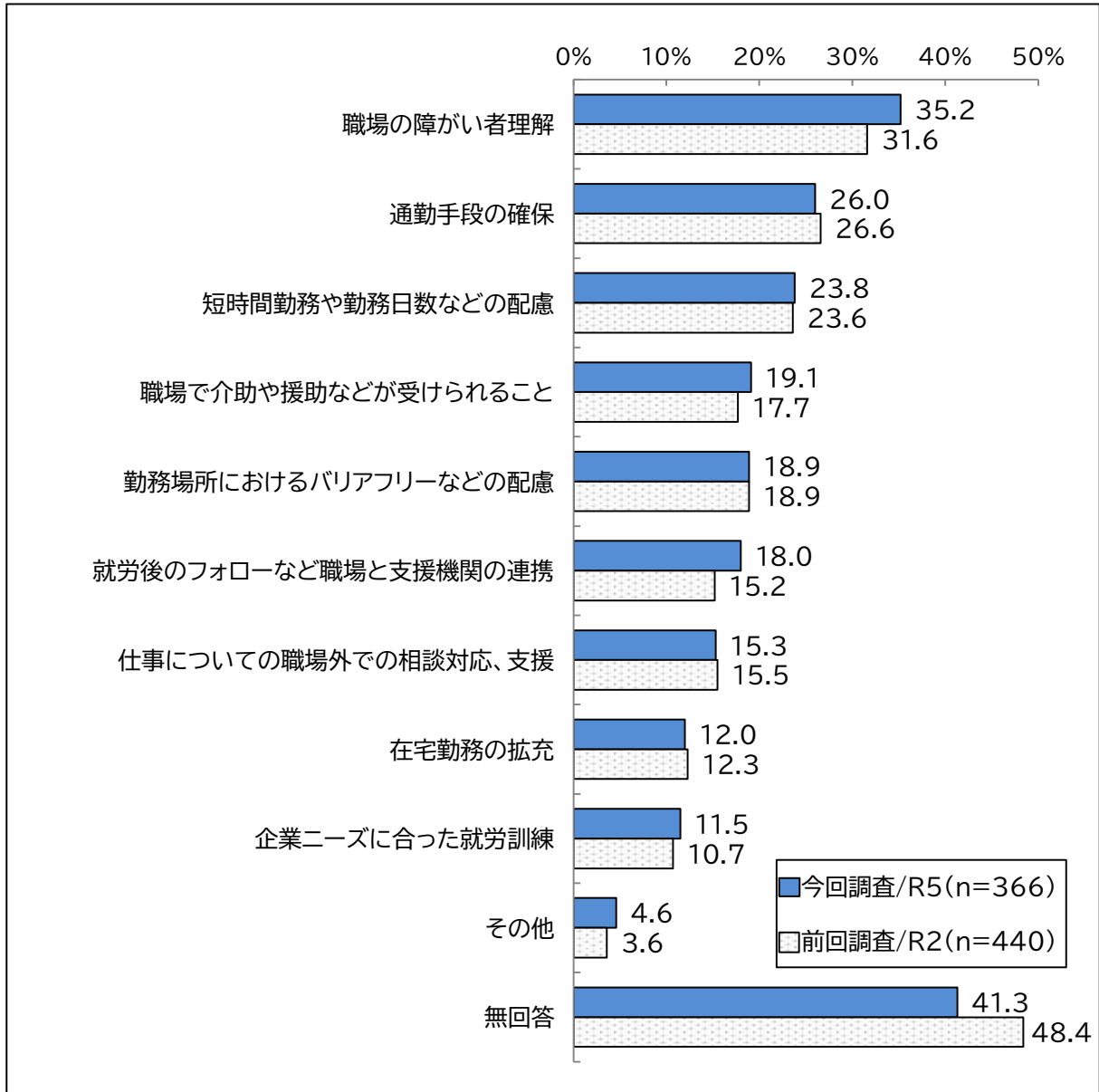
通園・通学するにあたり、希望する支援についてたずねたところ、「送迎など、通園・通学サポート」(42.9%)が最も高く、次いで「生活訓練や職業訓練など専門的な指導」(35.7%)「障がい福祉サービス事業所など、外部の支援機関との連携」、「障がい特性などに対応する、教師や他の児童・生徒の理解と配慮」、「障がいのある児童が利用できる放課後児童クラブなどの整備」、「放課後等デイサービスなど専門的な機関の整備」(同率 28.6%)などとなっています。



⑰ 就労支援として必要なこと

就労支援として必要なことについてたずねたところ、「職場の障がい者理解」(35.2%)が最も高く、次いで「通勤手段の確保」(26.0%)、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(23.8%)、「職場で介助や援助などが受けられること」(19.1%)、「勤務場所におけるバリアフリー等の配慮」(18.9%)などとなっています。

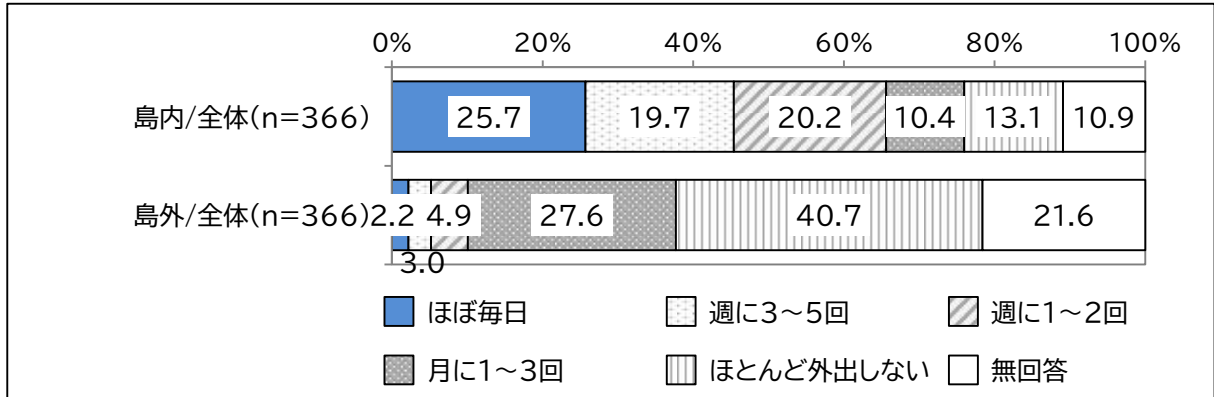
令和2年に実施したアンケート結果と比較すると、「職場の障がい者理解」は 3.6 ポイント増加し、「通勤手段の確保」は 0.6 ポイント減少しています。



⑱ 島内及び島外の外出の頻度

島内及び島外の外出の頻度についてたずねたところ、【島内(小豆島・豊島)】では、「ほぼ毎日」(25.7%)が最も高く、次いで「週に1~2回」(20.2%)、「週に3~5回」(19.7%)などとなっています。

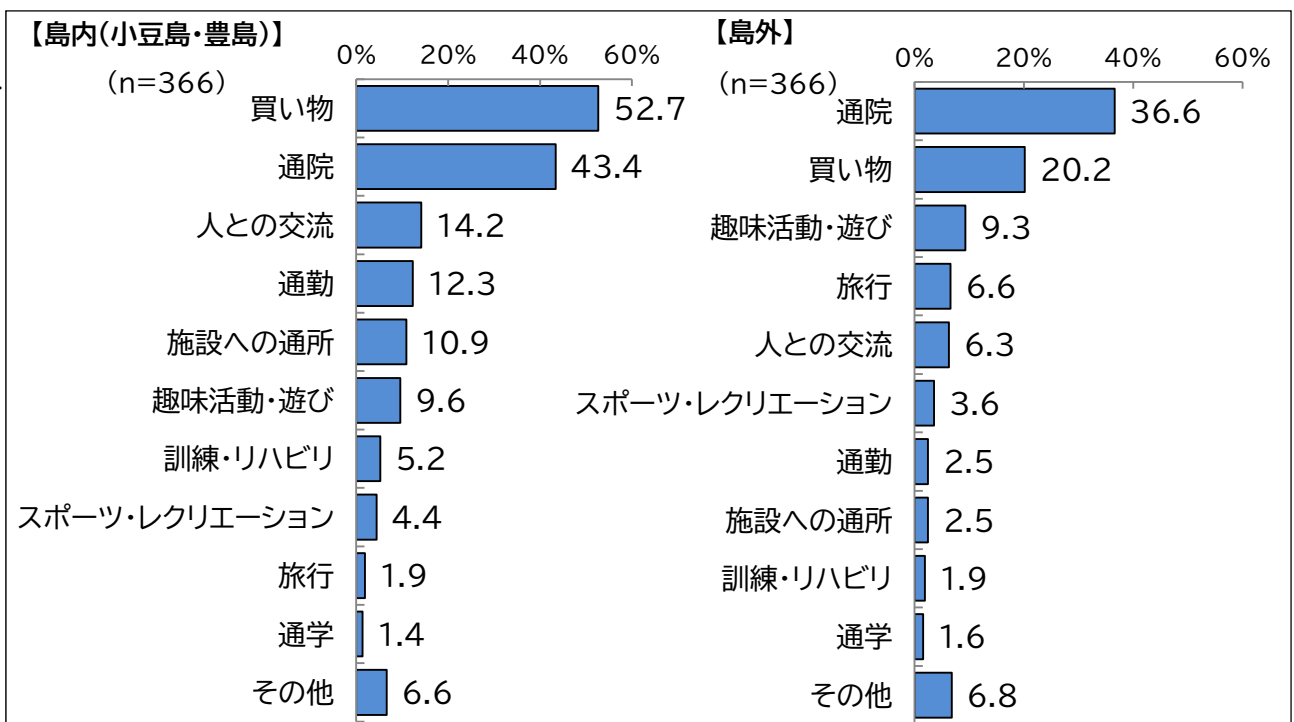
【島外】では、「ほとんど外出しない」(40.7%)が最も高く、次いで「月に1~3回」(27.6%)、「週に1~2回」(4.9%)などとなっています。



⑲ 外出の目的

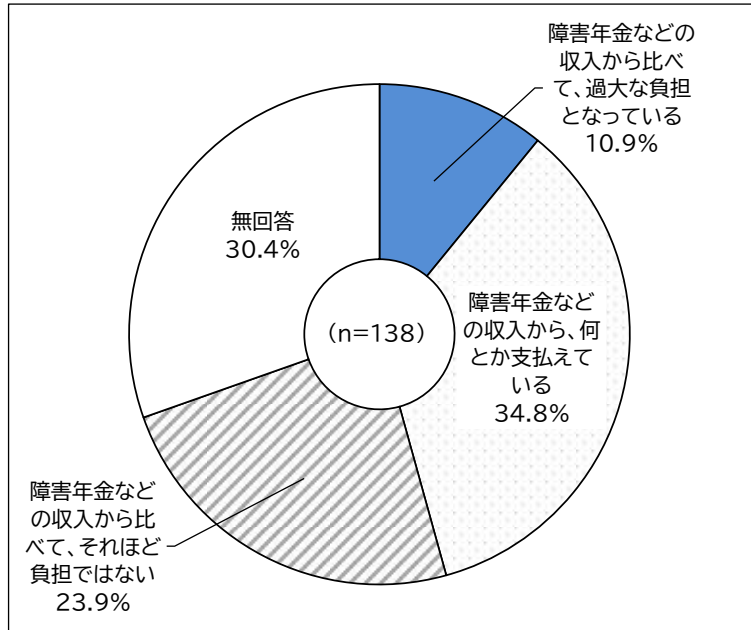
外出の目的についてたずねたところ、【島内(小豆島・豊島)】では、「買い物」(52.7%)が最も高く、次いで「通院」(43.4%)、「人との交流」(14.2%)、「通勤」(12.3%)、「施設への通所」(10.9%)などとなっています。

【島外】では、「通院」(36.6%)が最も高く、次いで「買い物」(20.2%)、「趣味活動・遊び」(9.3%)、「旅行」(6.6%)などとなっています。



⑳ 島外への外出の移動費用の負担の程度

島外への外出の移動費用の負担の程度についてたずねたところ、「障害年金などの収入から、何とか支払えている」(34.8%)が最も高く、次いで「障害年金などの収入から比べて、それほど負担ではない」(23.9%)、「障害年金などの収入から比べて、過大な負担となっている」(10.9%)となっています。

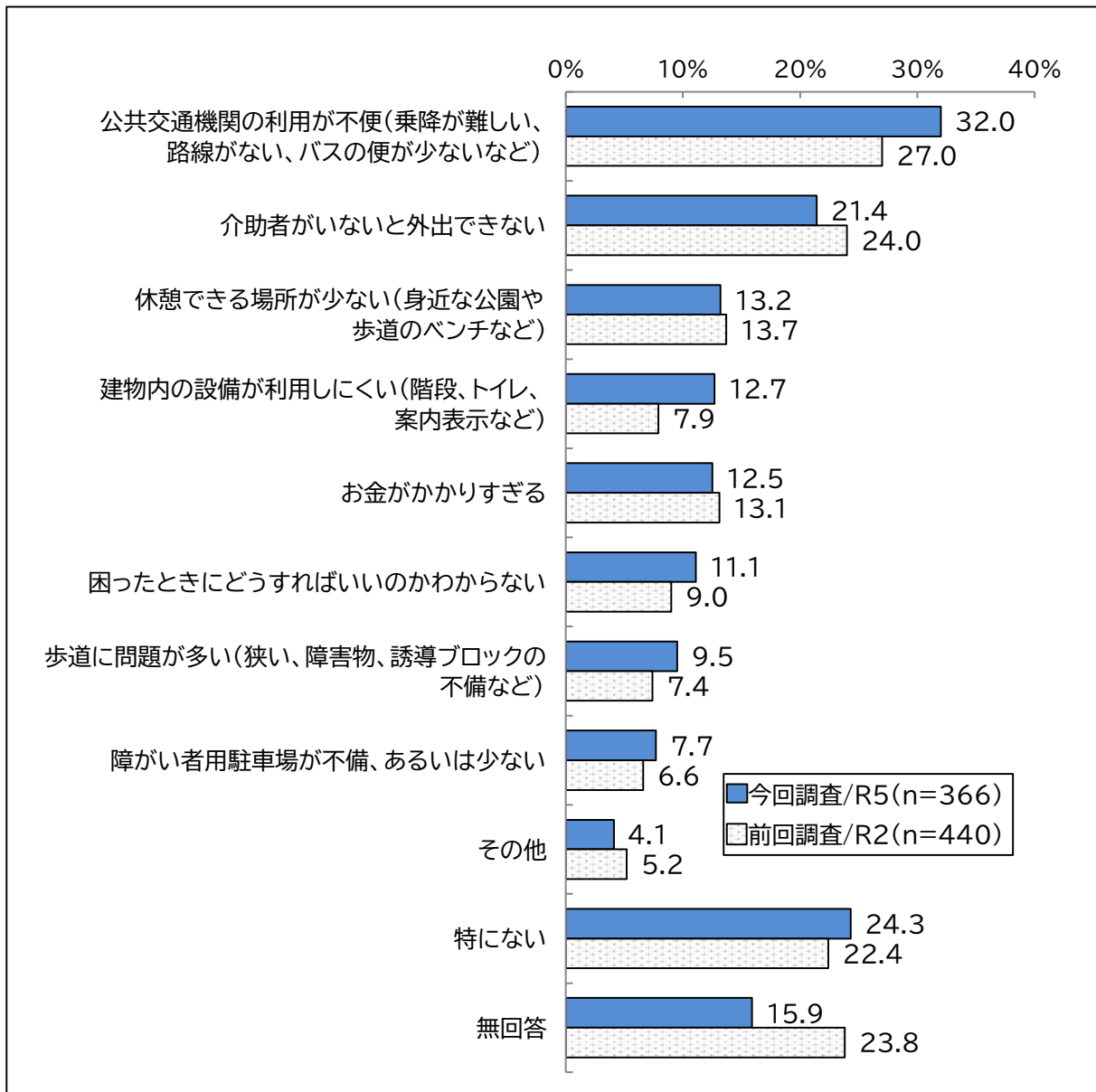


② 外出する際に困ること

外出する際に困ることについてたずねたところ、「公共交通機関の利用が不便(路線がない、バスの便が少ない、乗り降りが難しいなど)」(32.0%)が最も高く、次いで「介助者がいないと外出できない」(21.4%)、「休憩できる場所が少ない(身近な公園や歩道のベンチなど)」(13.2%)、「建物内の設備が利用しにくい(階段、トイレ、案内表示など)」(12.7%)、「お金がかかりすぎる」(12.5%)などとなっています。

一方、「特にない」は24.3%となっており、全体で第2位の割合となっています。

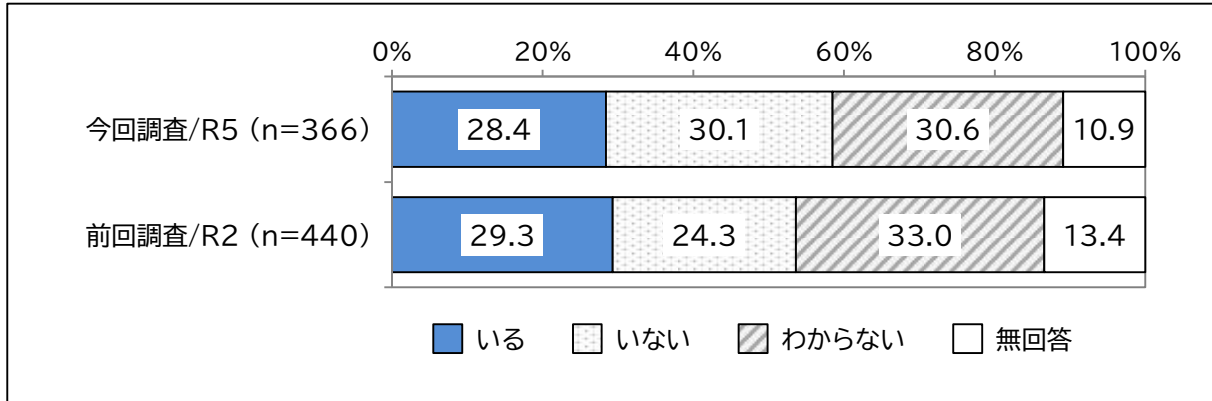
令和2年に実施したアンケート結果と比較すると、「公共交通機関の利用が不便(路線がない、バスの便が少ない、乗り降りが難しいなど)」は5.0ポイント増加し、「介助者がいないと外出できない」は2.6ポイント減少しています。



⑫ 近隣援助者の有無

近隣援助者の有無についてたずねたところ、「いる」は 28.4%、「いない」は 30.1%、「わからない」は 30.6%となっています。

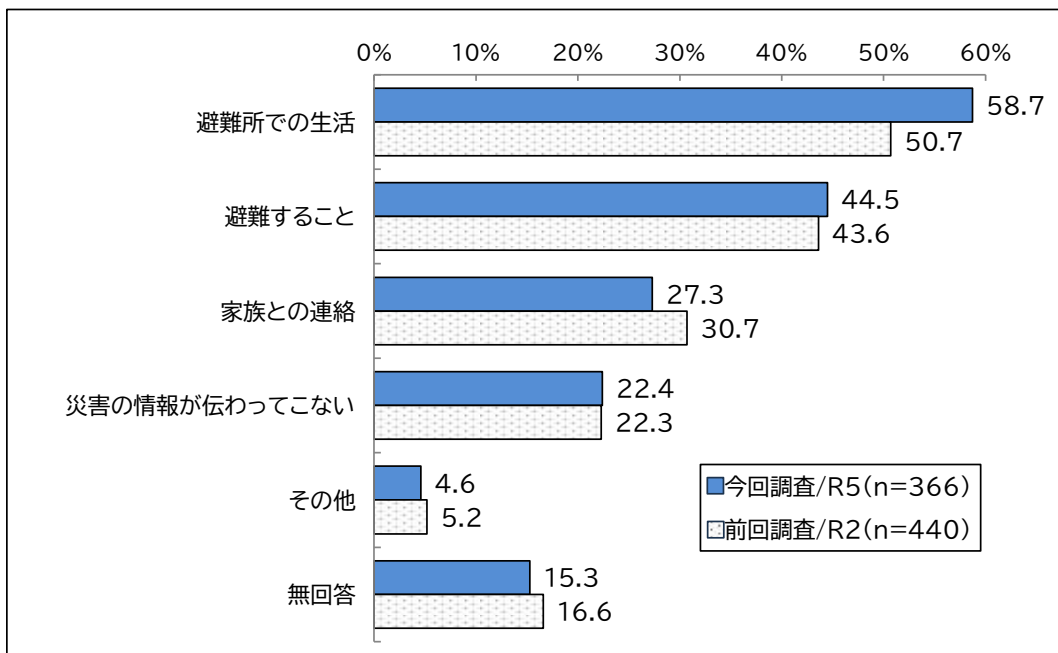
令和2年に実施したアンケート結果と比較すると、「いない」が 5.8 ポイント増加し、「わからない」が 2.4 ポイント減少しています。



⑬ 災害時に不安に思うこと

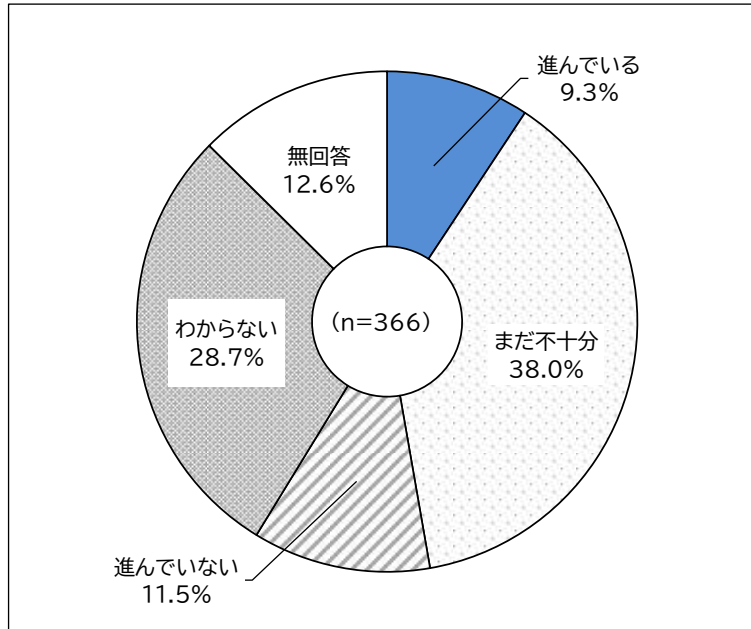
災害時に不安に思うことについてたずねたところ、「避難所での生活」(58.7%)が最も高く、次いで「避難すること」(44.5%)、「家族との連絡」(27.3%)、「災害の情報が伝わってこない」(22.4%)などとなっています。

令和2年に実施したアンケート結果と比較すると、「避難所での生活」が 8.0 ポイント増加し、「家族との連絡」が 3.4 ポイント減少しています。



②④ 障がいに対する周囲の理解

障がいに対する周囲の理解についてたずねたところ、「まだ不十分」(38.0%)が最も高く、次いで「わからない」(28.7%)、「進んでいない」(11.5%)、「進んでいる」(9.3%)などとなっています。



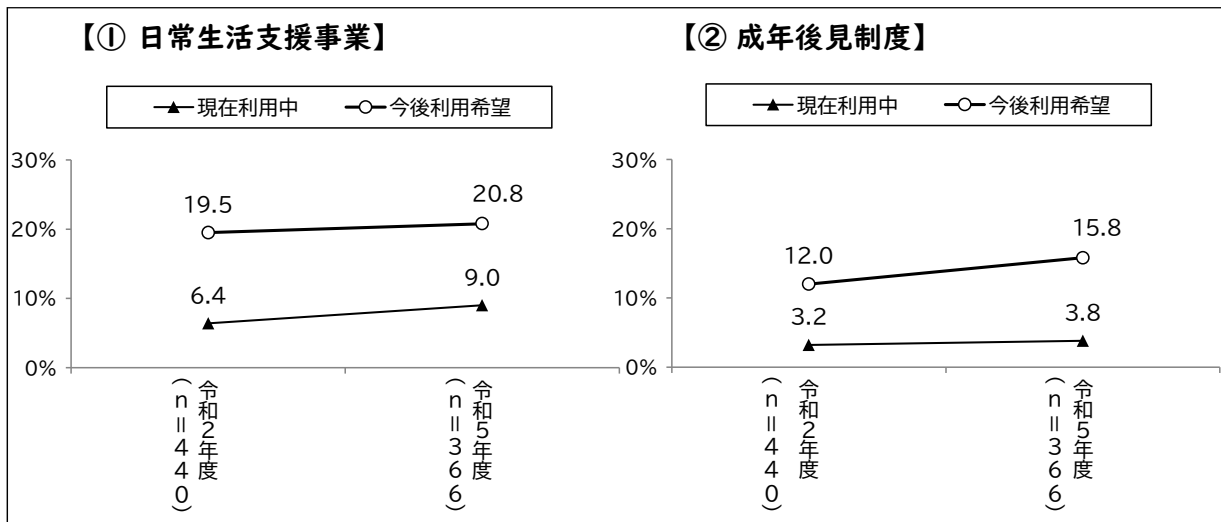
②⑤ 現在利用している事業や制度／今後利用したい事業や制度

現在利用している事業や制度についてたずねたところ、①日常生活支援事業では「現在利用中」が9.0%、「今後利用希望」が20.8%などとなっています。

前回調査と比較すると、「現在利用中」が2.6ポイント増加し、「今後利用希望」も1.3ポイント増加しています。

②成年後見制度では「現在利用中」が3.8%、「今後利用希望」が15.8%となっています。

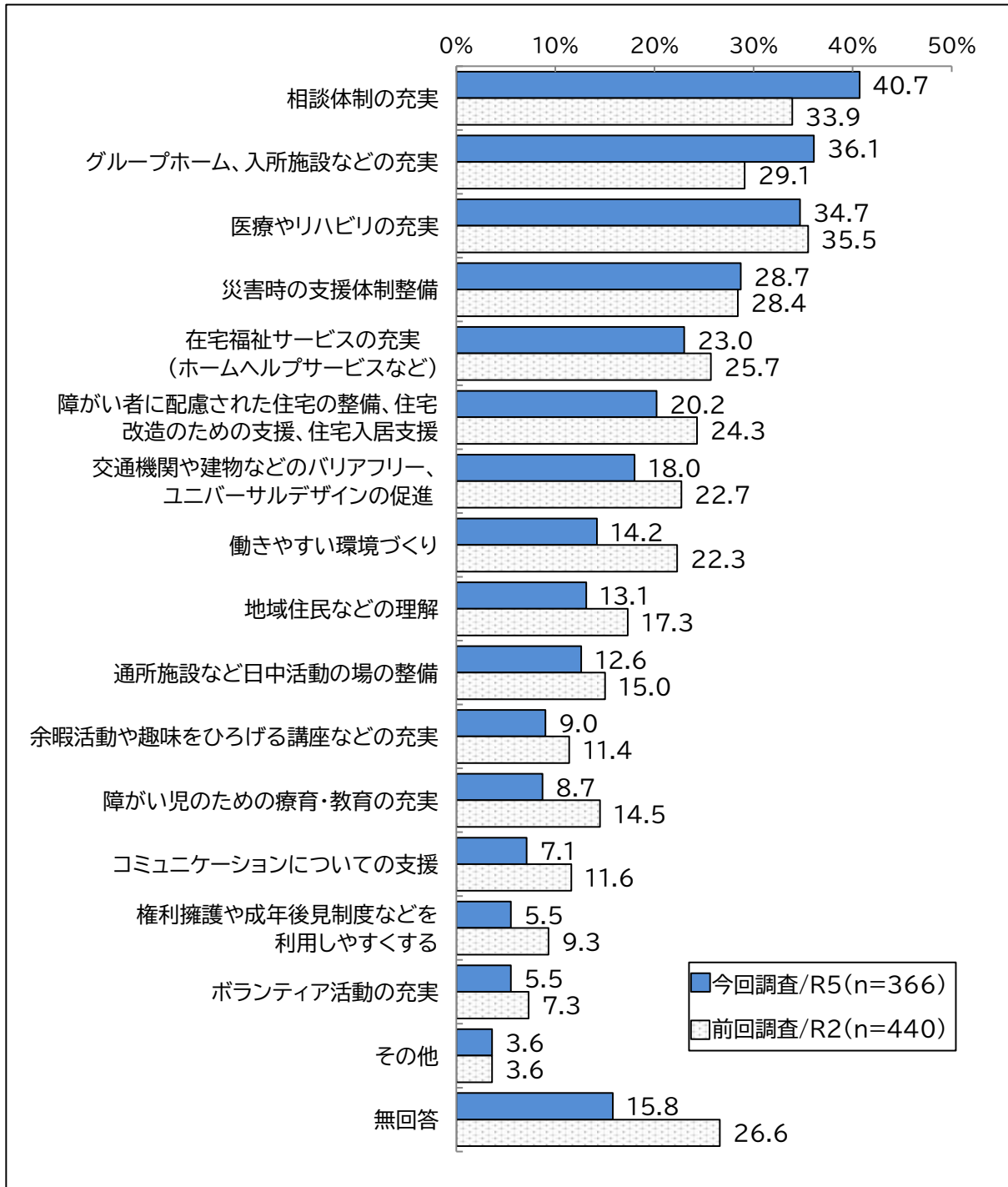
前回調査と比較すると、「現在利用中」が0.6ポイント増加し、「今後利用希望」も3.8ポイント増加しています。



⑳ 今後、町が力をいれるべき障がい者福祉の取組み

今後、町が力をいれるべき障がい者福祉の取組みについてたずねたところ、「相談体制の充実」(40.7%)、「グループホーム、入所施設などの充実」(36.1%)、「医療やリハビリの充実」(34.7%)、「災害時の支援体制整備」(28.7%)、「在宅福祉サービスの充実(ホームヘルプサービスなど)」(23.0%)などとなっています。

令和2年に実施したアンケート結果と比較すると、「グループホーム、入所施設などの充実」が7.0ポイント増加し、「働きやすい環境づくり」が8.1ポイント減少しています。



第3章 前計画の検証・評価

1. 土庄町障害者計画（第3期）の振り返り

平成30年3月に策定した「土庄町障害者計画（第3期）」の取組について、設定した66の施策について評価するとともに、関係課等に対し、課題や今後の方向性についての調査を行い、66の施策のうち、「評価A（計画どおり進行中）」が60個、「評価B（概ね計画どおりだが、一部未実施）」が6個となっています。

内訳をみると、『基本方針1 地域生活支援の充実』では、11個の施策のうち、評価B（概ね計画どおりだが、一部未実施）が1個あり、福祉・保健・医療に携わる人材確保・育成について「離島という条件での事業所参入や社会的な問題である人材不足」等が課題として挙げられています。

『基本方針2 相談支援・情報提供体制の充実』では、6個の施策のうち、評価B（概ね計画どおりだが、一部未実施）が2個あり、情報提供について「サービス内容を記載したガイドブックの作成・配布」「視覚障害者へのSPコードの作成や点字での支援」等が課題として挙げられています。

『基本方針3 社会参加の促進』では、8個の施策のうち、評価B（概ね計画どおりだが、一部未実施）が2個あり、障がいのある人の雇用推進について「民間企業の職業訓練の実施や雇用・就労環境の改善の働きかけ」、スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動の推進について「スポーツ教室におけるマンパワー不足」等が課題として挙げられています。

『基本方針4 障害児への支援』では、12個の施策いずれも計画どおり進行しており、小豆島中央病院との連携による医療的ケア児への適切な支援」や「香川県立小豆島みんなの支援学校の開設」等の具体的な動きや成果がみられています。

『基本方針5 保健・医療の充実』では、6個の施策いずれも計画どおりの進行しており、「小豆島中央病院を核とした医療型のショートステイが利用できる体制づくり」等の具体的な動きがみられています。

『基本方針6 人にやさしく安心・安全なまちづくり』では、16個の施策のうち、評価B（概ね計画どおりだが、一部未実施）が1個あり、「手話奉仕員の担い手不足」や「移動支援事業の利用増に伴う供給不足」等が課題として挙げられています。

『基本方針7 障害に対する理解や配慮の促進』では、7個の施策いずれも計画どおりの進行しており、「権利擁護支援地域連携ネットワークの構築」等の具体的な動きや成果がみられる一方で「後見人の人材不足による市民後見人養成の未実施」等が課題として挙げられています。

第3章 前計画の検証・評価

基本方針及び施策の総称	施策数	評価		
		A 計画どおり 進行中	B 一部 未実施	C 未着手
全体	66	60	6	0
1. 地域生活支援の充実	11	10	1	0
(1) サービス提供体制の整備	7	6	1	0
(2) 安心して暮らせる場の確保	2	2	0	0
(3) 生活の場の安定のための支援	2	2	0	0
2. 相談支援・情報提供体制の充実	6	4	2	0
(1) 相談支援体制の整備	4	4	0	0
(2) 情報提供の充実	2	0	2	0
3. 社会参加の促進	8	6	2	0
(1) 就労の支援	6	5	1	0
(2) 社会参加への支援	2	1	1	0
4. 障害児への支援	12	12	0	0
(1) 早期発見・早期治療の充実	3	3	0	0
(2) 障害児保育の充実	2	2	0	0
(3) 特別支援教育の推進	5	5	0	0
(4) 家族への支援	2	2	0	0
5. 保健・医療の充実	6	6	0	0
(1) 健康づくり・疾病の予防	3	3	0	0
(2) 医療・リハビリテーションの充実	3	3	0	0
6. 人にやさしく安心・安全なまちづくり	16	15	1	0
(1) 福祉のまちづくりの推進	3	3	0	0
(2) 移動支援の充実	5	4	1	0
(3) 防災・防犯体制の整備	6	6	0	0
(4) 各種団体との連携強化	2	2	0	0
7. 障害に対する理解や配慮の促進	7	7	0	0
(1) 理解と交流の促進	4	4	0	0
(2) 権利擁護・虐待防止の推進	3	3	0	0

2. 障害福祉計画（第6期）及び障害児計画（第2期）の振り返り

第6期計画（令和3年度～令和5年度）において、具体的な指針を示した成果目標の進捗状況は下記のとおりです。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

本町では、国・県が示す指針に準拠して成果目標を設定し、入所者の重度化・高齢化や地域の受け入れ体制等の状況を踏まえたうえで、サービス事業所や各種支援機関等と連携しながら地域移行に向けて取組を進めてきました。

入所者削減数については1人を目標としていましたが、実績は26人、地域生活移行者数は目標1人に対して実績は2人となっています。

項目	目標	実績
令和5年度末時点の施設入所者数	28人	26人
入所者削減数（削減率）	1人 (3.4%)	2人 (6.8%)
令和5年度末までの地域生活移行者数（移行率）	1人 (3.4%)	2人 (6.8%)

※実績は令和5年10月時点

※削減数（率）、地域生活移行者数（率）は、令和元年末時点の施設入所者数（29人）との比較

※入所者は、管内各施設の実際の入所者の積み上げ（他都道府県・市町村の支給決定者も含む）

2. 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保険・医療・福祉関係者による協議の場については、4回/年となっています。

項目	目標	実績
保健、医療、福祉関係者による協議の場の一年間の開催回数	4回/年	4回/年
保健、医療、福祉関係者による協議の場の参加者数	10人	16人

※実績は令和5年10月時点

3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等の整備について、国の指針では令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することとされており、町単独での整備は難しいため、拠点を設けるのではなく、地域において機能を分担する「面的な体制」による整備に向け検討をしています。

項目	目標	実績
地域生活支援拠点等の整備数	1か所	1か所
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討回数	4回/年	0回/年

※実績は令和5年10月時点

4. 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者の一般就労への移行者数については、目標1人に対して1人、就労定着支援事業利用人数は目標1人に対して1人となっています。

就労移行支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所については、0か所となっています。

項目	目標	実績
①令和5年度の一般就労移行者数	1人	1人
①-1 就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	1人	1人
①-2 就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数	1人	0人
①-3 就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数	26人	0人
②令和5年度の就労移行支援事業等を通じて一般就労した人の就労定着支援事業利用者数	1人	1人
③令和5年度の就労移行支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所	実状に鑑み、 努力目標	0か所

※実績は令和5年10月時点

※移行者数は、管内各施設の実際の利用者の積み上げ（他都道府県・市町村の支給決定者も含む）

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターについては、0か所となっています。

保育所等訪問支援事業所については、1か所となっています。

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、1か所となっています。

医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場については、0か所となっています。

医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、1人となっています。

項目	目標	実績
令和5年度末における児童発達支援センターの設置数	1か所	0か所
令和5年度末における保育所等訪問支援事業所数	1か所	1か所
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	1か所	1か所
医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置	1か所	0か所
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2人	1人

※実績は令和5年10月時点

6. 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等に向けた取組については、小豆圏域では基幹相談支援センターは無いため、圏域内2箇所の相談支援事業所が小豆圏域自立支援協議会などの場を通じて、顔の見える関係で協議・人材育成・連携強化を実施しています。

項目	目標	実績
総合的・専門的な相談支援の実施	無	無
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言件数	1件/年	0件/年
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回/年	0回/年

※実績は令和5年10月時点

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築に向け、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修へ町職員が参加しています。

項目	目標	実績
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への町職員の参加人数	1人/年	1人/年

※実績は令和5年10月時点

第4章 土庄町障がい者計画（第4期）

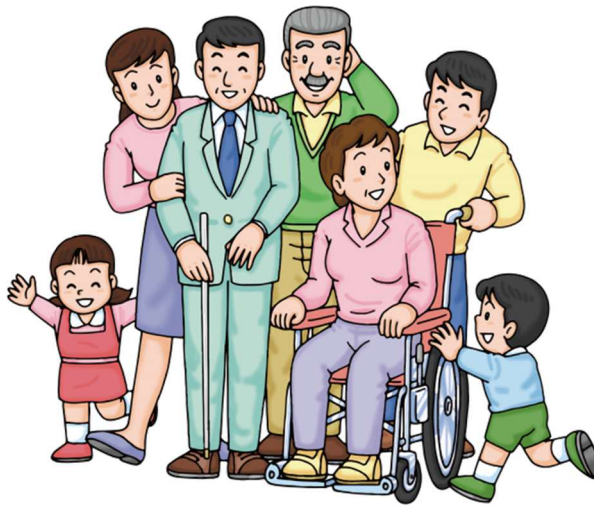
1. 基本理念

障害者計画（第3期）では、地域のあらゆる住民が支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向け、障がいのある人が生きがいを持って生活できる環境づくりと、障がいのある人もない人も共に暮らせるまちをめざして、「地域で支え合いながら誰もが自分らしくいきいきと暮らすまち」を基本理念とし、あらゆる分野にわたる障がい者施策を推進してきました。

近年、障がい福祉を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度化、特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に多様化・複雑化しているとともに、親亡き後を見据えた様々な分野との連携による包括的な支援体制の構築など、地域ぐるみでの対応が求められています。

障がい者計画（第4期）においては、このような状況に対応し、障害者権利条約や障害者基本法、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、障がいのある人も障がいのない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支えながら暮らすことができる地域共生社会の構築を進めていくため、本計画の基本理念を「誰もが互いに個性や能力を認め合い、みんなで創る共生のまち とのしょう」としました。

**誰もが互いに個性や能力を認め合い、
みんなで創る共生のまち とのしょう**



2. 基本目標

基本目標1. 相互理解と権利擁護の推進

障がいのある人やその家族に対する一般の町民の理解はまだ十分なものではなく、日常生活や社会参加をする上で、大きなハンディキャップが存在しています。

障がいのある人もない人も共に生活し活動できる社会を目指す共生社会（ノーマライゼーション）を実現するため、あらゆる機会や情報発信を通じて、障がいに対する誤解や偏見等の社会的障壁を取り除く啓発活動を推進し、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいのある人とない人が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことを指す「心のバリアフリー」の普及啓発を図ります。

また、改正された「障害者差別解消法」に基づき、障がいのある人への不当な差別的取扱いを解消し、合理的配慮を行い、「障害者虐待防止法」等の適正な運用を通じた虐待の防止を図るとともに、障がいのある人の権利侵害の防止や被害の救済を図り、障がいのある人の権利擁護の取組を推進します

基本目標2. 地域生活支援の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で自らの意思により、自分らしい生活を継続していくためには、グループホーム等の生活の場の確保や、障がい等の特性に応じて選択が可能となる質の高い福祉サービスを受けることや、的確な対応ができる相談先が確保されていることが必要となります。

このため、障がいのある人のライフステージ等に応じ、適切な相談支援を行うことができるように、福祉、教育、労働など幅広い分野の横断的な連携体制を強化し、個々の障がい者の生活に沿ったとぎれの無い相談対応に取り組めるよう、総合的な相談支援体制を整備します。

また、障がいのある人やその家族などが抱える生活課題や福祉に関する様々なニーズを把握し、施設入所者や入院中の方の地域生活へと移行するために必要な支援や、在宅支援、日中活動支援、日常生活支援を目的とした障がい福祉サービスの充実を図るとともに、可能な限り日常生活に必要なサービスを提供できる体制の確保に努めます。

さらには、サービスの受給等に係る経済的負担の軽減を図るため、国などが定める様々な支援制度等について、サービス利用者に対して周知を図るとともに、適切な受給を促すなど生活の場の安定のための支援を行います。

基本目標3. 社会的自立の促進

障がいのある人が、希望に応じて働くことや自分の自由な時間を使って興味のあることを学んだり、スポーツや芸術・文化活動等を通じて、生きがいを感じたり、豊かな生活を送ることは、障がいのある人の社会的自立や社会参加の促進にとって重要な要素となります。

そのため、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりがその能力や個性を發揮しながら、地域の中での役割や生きがいを持って生活を送ることができるよう、スポーツやレクリエーション、文化活動に親しむ機会の拡充や安心して参加できる環境整備など、社会参加への支援の充実を図ります。

また、就労によって収入を得ることは、地域社会での共生を営む上で非常に重要な目標となっているため、福祉的就労も含め障がいのある人の就労支援の充実を図ります。

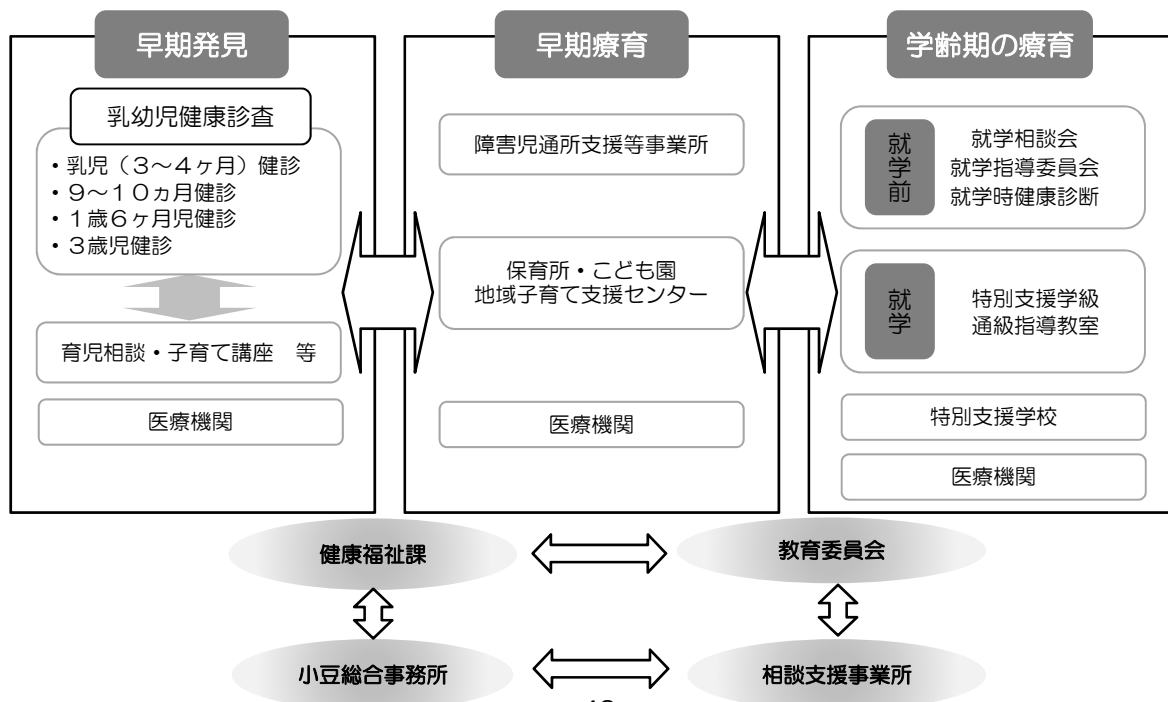
基本目標4. 障がいのある子どもの成長・発達に応じた支援

近年、発達に不安を感じる児童は全国的に増加傾向にあり、幼少期は課題を感じていなくても、成長にしたがって生きづらさを感じるようになるケースも少なくありません。発達に不安を抱える当事者だけではなく、その家族の負担も軽減することができるサポートが求められています。一人ひとり異なる「生きづらさ」に寄り添いながら、地域における保健・医療・福祉・教育など関係機関が連携・協働し、包括的・総合的な支援体制の構築を図っていく必要があります。

そのため、障がいのある子どもやその家族に対し、身近な地域で支援できるように、障がい児通所支援等の充実を図るとともに、障がいの早期発見・早期療育を行い、障がいの程度や症状をできる限り軽減するため、療育支援体制の整備を図ります。

また、障がい児の社会的自立とその可能性を広げるため、障がいの状態などに応じた成長・発達を支援する適切な療育、保育、教育の充実に努めるとともに、家庭・保育所・こども園・小中高等学校等と連携した支援体制の整備を促進します。

また、障がいのある人を最も身近で支える家族介護者が抱える身体的・心理的負担を軽減するため、当事者会や親の会等の紹介や研修会や交流会の開催等、家族介護者への支援・助言を推進するとともに、短期入所（ショートステイ）をはじめとするレスパイトサービスの確保も合わせて検討していきます。



基本目標5. 保健・医療の充実

現代社会においては、精神的な疾患は誰もがかかりうるものであるが、本人や周囲の人から気づかれにくく、また、精神的な疾患への誤解から本人が疾患を認識することが遅れるなどの問題があり、近年、精神疾患の患者数は増加しており、早期治療のための医療情報の提供や精神医療の体制の充実が必要となっています。

また、生活習慣病対策が全国的な課題となっており、障がいのある人の健康づくりにおいても、生活習慣病予防や健康寿命の延伸に向けた取組を進めていくことも重要です。

そのため、精神障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう圏域の保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じた重層的な支援体制の構築を図るとともに、健康の保持・増進のため、各ライフステージに応じた健康教育や健康相談、健康診査を実施し、健康づくりと疾病等の予防を促進します。

また、障がいのある人が必要な医療が受けられるよう、医療費を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

また、保健福祉施策の中で取り組んでいる精神障がいのある人や難病患者については、適切なサービスを総合的に提供するため、医療機関や小豆総合事務所等との連携を図ります。

基本目標6. 人にやさしく安心・安全なまちづくり

障がいのある人の地域での暮らしを快適にするためには、ハード・ソフト両面からの生活環境の整備が不可欠です。心理的・物理的なバリアフリーが実現されることはもちろんのこと、災害時の安全な避難方法の確保や日常における防犯の対策等の環境づくりが重要となっています。

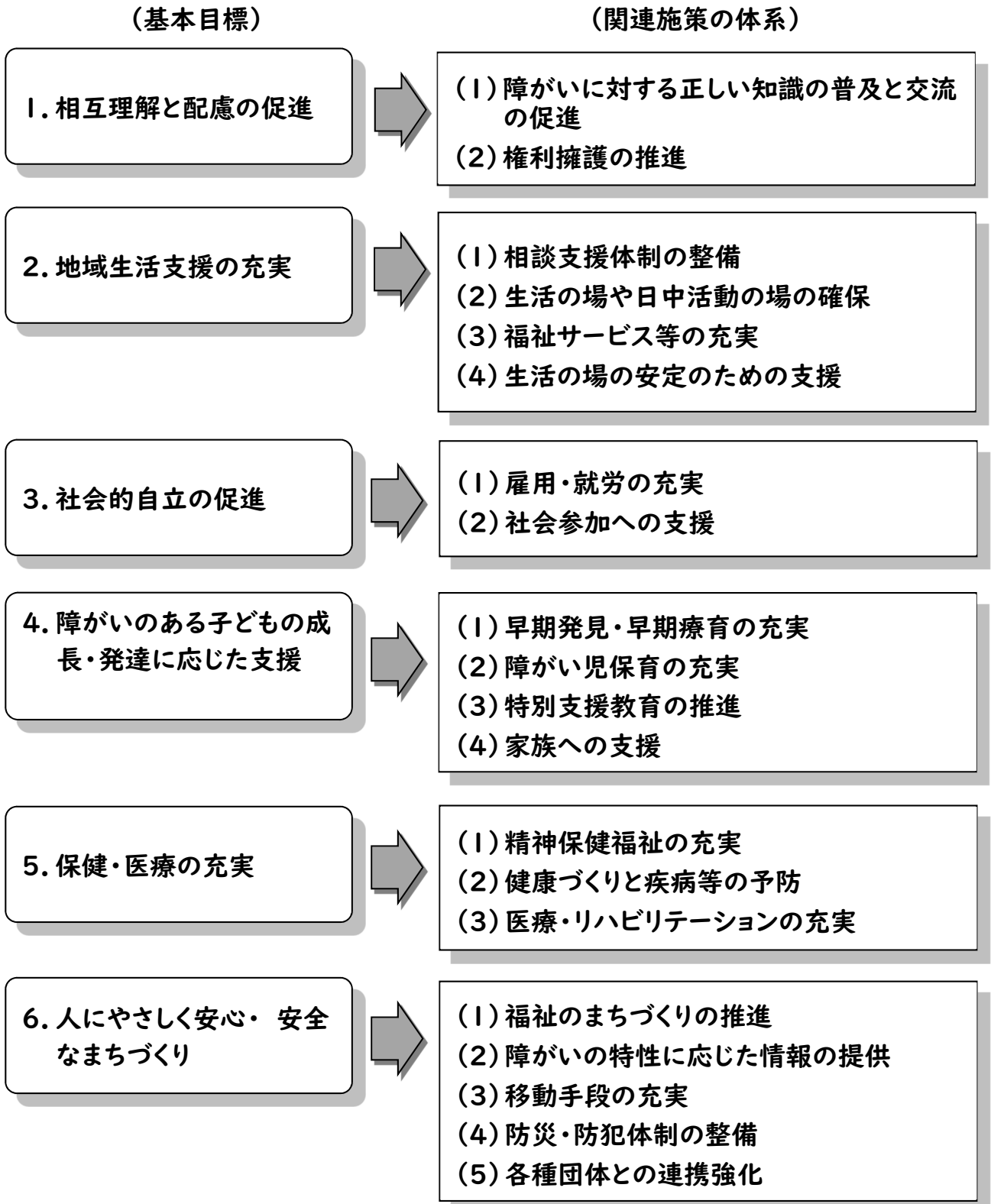
そのため、社会環境・生活環境について、バリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの観点にも配慮しながら総合的な福祉のまちづくりに努めます。

また、障がいのある人に対する犯罪、事故の発生を防ぐとともに、災害や火災等の発生に対する避難誘導、救出、救護などの防犯・防災対策や緊急時対策を整備します。

また、福祉サービスなどの情報が必要な人に、適切に情報が届くよう、障がいに配慮した総合的な情報提供を行います。

3. 施策の体系

基本目標にもとづき、本計画の施策の体系を次のように定めます。



4. 施策の展開

基本目標Ⅰ 相互理解と配慮の促進

（Ⅰ）障がいに対する正しい知識の普及と交流の促進

■施策① ヘルプマーク・ヘルプカードの普及促進

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成したマークです。

ヘルプカードは、障がいのある人などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めためのものであり、緊急連絡先や必要な支援内容などを記入して、本人が携帯しておくカードです。

外見では障がいなどがあると分からなくても援助や配慮を必要とされる人が、周囲の援助を得やすくなり、みんなで助け合う社会の実現を目指して、ヘルプマーク、ヘルプカードの普及に取り組みます。

■施策② 地域での交流促進

障がいのある人もない人も、すべての人が、さまざまな分野においてともに助け合い、協力していくためには、地域とのかかわりを持ち、地域の一員として、すべての人が互いの存在を認め合うことが重要になります。

そのため、障がいのある人もない人もともに理解し合い交流できる機会の充実を図るなど、交流活動の推進に努めます。また、町民参加型事業に障がい者が参加しやすくなるよう事業内容の改善を図ります。

■施策③ 学校教育における障がいに関する理解の促進

幼少期からの福祉教育は、これからの土庄町を担う子どもたちの福祉の心を育てる上で非常に重要です。今後も継続して福祉教育を実施するとともに、障がい児を交えた運動会等の交流活動、車いす体験、障がい者疑似体験等を実施するなど、障がい者に関する正しい知識と理解の普及に努めます。

基本目標Ⅰ 相互理解と権利擁護の推進

(2) 権利擁護の推進

■施策① 障がいに関する理解及び障がい者差別の解消の推進

障がいのある人に対する合理的配慮の提供などに関する理念が町民一人ひとりに根付き、障がいを理由とする差別が解消されることにより、障がいの有無にかかわらず平等な社会参加の機会が保障され、もって一人ひとりの尊厳と人格、選択と自己決定が大切にされる共生社会が実現されることを目指して、平成30年4月に「土庄町障がいのある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり条例」が施行されました。

12月の「障害者週間」を中心に障がいのある人々の自立と社会参加への意欲や障がい者問題に対する理解と認識を一層高めるため、関係者の参画を得て、今後も障がいに関する理解向上に向けた各種の啓発やイベント等の拡充に努めます。

また、不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供が行われるよう事業者や住民にも広く周知・啓発を図り、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

■施策② 権利擁護事業の活用促進

本人が判断を下すことが困難な障がい者を対象とした成年後見制度のほか、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業などの活用を促進するとともに、権利擁護支援地域連携ネットワークにおいて、各事業内容や相談窓口等の広報や相談支援、制度利用促進、後見人支援に努めます。

■施策③ 虐待防止に向けた周知・啓発

虐待は、発生してからの対応よりも、未然に防ぐことがなにより重要です。住民やあらゆる関係者に対し、障害者虐待防止法や権利擁護の周知・啓発など、障がいや虐待防止に関する正しい知識と理解の普及に努めます。

■施策④ 虐待の早期発見・早期対応

土庄町虐待防止等ネットワーク協議会における関係機関との連携のもと、子ども、配偶者、高齢者、障がい者等に対する虐待の防止及び早期発見と対応に努めます。

基本目標2 地域生活支援の充実

（1）相談支援体制の整備

■施策① 相談窓口の充実

健康福祉課、社会福祉協議会、相談支援事業所など関係機関が連携し、障がいの特性に配慮したきめ細かな窓口サービスの充実に努めます。

また、相談窓口を周知するため、ホームページ、広報紙等で、サービス内容や事業所、相談機関のPRを行います。

■施策② 相談員の資質の向上

障がい者の相談支援体制を構築し、住民に身近な地域での官民一体となった関係機関のネットワークづくりを推進するため、小豆圏域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」）を設置しています。

定期的に自立支援協議会を行うことで、相談支援専門員の連携強化や資質の向上に取り組みます。また、相談窓口寄せられる相談は多様化し、専門的知識を必要とする内容が増加していることから、県主催の研修をはじめ、様々な機関が開催する研修会に積極的な参加を促し、より一層の資質の向上に努めます。

■施策③ 相談支援事業の推進

障がい福祉サービスの利用の有無や年齢に関わらず、地域で生活する障がいのある人とその家族を支援し、自立と社会参加を促進するため、相談支援事業所を設置し、相談支援活動の推進を図ります。

また、相談支援事業所、地域と連携し、地域で不足している社会資源や有効活用できていない社会資源の掘り起こしに努めます。

さらに、発達障がいも含めたあらゆる障がいに的確に対応し、適切な支援につなげられるよう、小豆圏域内の2つの相談支援事業所が連携し、相談支援体制の強化を図ります。

■施策④ ピア・カウンセリングの実施

障がいのある人や家族の様々な相談に対して、より利用者の立場に立って対応できるよう、障がいのある人が同じ障がいのある人々の相談に応じるピア・カウンセリングを地域活動支援センターで実施します。

■施策⑤ NET119 緊急通報システムの普及啓発

音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がい等がある人が円滑に通報できるスマートフォン等を活用したシステムの普及啓発に努めます。

基本目標2 地域生活支援の充実

(2) 生活の場や日中活動の場の確保

■施策① 居住系サービスの充実

施設入所者等の地域生活への移行を目指し、地域住民の理解を深めながら、引き続きグループホームの整備促進を検討します。

また、将来的には、小豆圏域で重度障がいのある人も島内で過ごせるよう、多機能型の障がい者支援施設の設置を目指します。

■施策② 住まいの確保

在宅の重度身体障がい者に適するように住宅設備を改造する場合の費用の一部を助成する重度身体障害者住宅改造助成事業を引き続き実施します。

また、今後建築する公営住宅については、車いすでの出入り、廊下に十分な広さをとる、ベランダとの段差をなくすなど、障がい者・高齢者に配慮し、安全性と快適性の向上を図ります。

■施策③ 施設から地域への移行の推進

地域生活支援事業の充実により、障がいのある方の意向を反映した地域生活への移行を推進し、日中活動の場の確保に努めます。

基本目標2 地域生活支援の充実

(3) 福祉サービス等の充実

■施策① 訪問系サービスの充実

今後、施設入所や入院から地域生活への移行が進むにつれて、訪問系サービスを必要とする方が増加すると見込まれます。

障がいのある人が地域で安心して暮らすために必要となる訪問系サービスについては、障がい種別に関わりなくサービスが提供できるよう、介護職員養成事業補助事業などによるヘルパー等の人材確保や、サービス提供体制の充実を図ります。また、状況に応じてケース会を開催するなど、サービス提供事業所、相談支援事業所との連携を図ります。

■施策② 日中活動系サービスの充実

日中活動のための場や、家から外に出る機会を増やすため、地域の既存の社会資源を活用するとともに、町内外の事業所と連携しながらサービスの充実を図ります。加えて、身近な地域における短期入所など、当事者ニーズへの対応の充実を図ります。

また、介護者の負担軽減のために、ショートステイの室の増設を図るとともに、圏域内で介護者の入院や冠婚葬祭等に伴う障がい者の緊急時の受入れ対応に向けて、短期入所事業所と体制の整備を進めます。

また、必要に応じて日中活動系サービスと地域生活支援事業の日中一時支援事業などとも組み合わせながら、利用者のニーズや家族の一時休息にも対応できるように充実を図ります。

■施策③ 在宅福祉サービスの充実

障がいのある人が、有する能力と適性に応じて、自立した日常・社会生活を営むことができるよう、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業などを実施し、障がいのある人や介助者の地域生活を支援するとともに、サービスの充実を図ります。

また、障がいのある人のニーズを踏まえて、地域の実情に合ったサービス基盤の確保に努めていきます。

■施策④ 地域移行・定着の支援

入院・入所中の障がい者が、自ら希望する生活を実現するため、医療機関、事業所等と連携して、入院・入所施設から地域生活への移行を促進し、地域生活への定着を図ります。

■施策⑤ 声かけサービスの充実

地域で生活する一人暮らしの障がい者に対して、民生委員、相談支援専門員、保健師等が訪問や声かけを行い、不安の解消と生活相談のサポートを行います。

■施策⑥ 障がい者の高齢化に伴うサービス提供体制の整備

障がい者の高齢化に伴い、一人ひとりが自分らしく生活できるよう、介護保険制度と障がい福祉サービスの適用関係に関する研修会を実施し、介護保険部門との情報共有や連携を図りながら介護保険サービスへの円滑な移行を推進します。また、介護保険サービスだけでは補えない方については、障がい福祉サービスの上乗せ支給で対応していきます。

■施策⑦ 福祉・保健・医療に携わる人材確保・育成

小豆圏域の各事業所の現状は、他業界に比較して有効求人倍率や離職率が高く、離島であることから新規事業者参入も見込めないなど、人材の確保・定着や計画的な人材育成が難しく質の高いサービスを安定的に提供することが難しい状況にあります。引き続き、利用者に身近な地域で、障害福祉サービスや相談支援事業が十分に供給されるよう、多様な事業者の参入を促すとともに、サービスの質の維持・向上、人材の養成・確保に努めます。

(4) 生活の場の安定のための支援

■施策① 各種助成制度の実施と周知

障がいのある人に対する補装具費や日常生活用具の給付、運転免許取得や自動車改造費用の助成、心身障害者扶養共済掛金の助成を実施します。税制上の優遇措置や移動・交通にかかる各種助成制度、NHK受信料の免除制度や有料道路通行料金割引制度の周知を図ります。

■施策② 各種福祉手当の支給

在宅で生活をする重度の障がいのある人に対して、特別障害者手当や障害児福祉手当を支給します。また、一定の障がいがある子どもの保護者に対して、児童障害福祉年金を支給します。受給資格者に不利益が生じないよう、広報紙などにおいて手続きに関する適切な情報提供を行います。

基本目標3 社会的自立の促進

（1）雇用・就労の充実

■施策① ハローワークなどの関係機関との連携の促進

障がいのある人が自分に合った仕事に就き、継続していくことができるよう、ハローワークや障害者就業・生活支援センターオリーブなど、就職あっせんや職場体験、日常生活等を支援する施設との連携を強化します。

また、就労移行支援事業の利用者が円滑に一般就労へ移行することができるよう、利用者の希望に沿った切れ目のない支援に努めます。また、必要に応じて、就労移行支援事業の利用者に対し、相談支援事業所と連携した就労定着支援事業の利用推奨に努めます。

■施策② 自立支援協議会での協議促進

自立支援協議会の就労支援部会において、関係機関との情報交換や就労に関する調整を行っていきます。また、一般就労、福祉的就労のさまざまな課題について協議を行い、解決に努めます。

■施策③ 障がいのある人の雇用推進

法定雇用率の達成に向けて県や関係機関と連携し、事業主に対して障がい者雇用に関する各種助成等の優遇制度の周知等の働きかけを行うとともに、町役場においては、継続した法定雇用率の達成と就労環境の整備に努めます。

■施策④ ジョブコーチ派遣制度の普及

職場において障がいのある人の就労を支援するジョブコーチを企業が活用できるように、ジョブコーチ派遣制度の普及に努めます。

■施策⑤ 福祉的就労の充実

福祉的就労は、一般就労へ移行するための訓練の場として重要であるとともに、多様な働き方を実現し、障がい者の日中活動の場を担う点でも重要なものです。

一人ひとりが継続した利用と生活の自立を目指していけるよう、計画相談支援事業所等と連携し、きめ細かい個別支援を行いながら、就労機会や訓練機会の提供に努めます。

また、農業を含めたさまざまな就労機会の拡大を図るなど、一人ひとりの能力を発揮できる選択分野を増やすことで、特別支援学校卒業後の島内就労につなげることを目指します。

施策⑥ 障害者就労施設等からの受注の拡大

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、毎年推進を図るための方針を作成し、町のホームページで公表しており、障がい者の就労支援や工賃向上を目指して、障害者就労施設への優先的な調達に努めます。

また、障害者就労施設等の提供可能な物品や役務を把握し、庁内で必要な物品等とのマッチングに努めます。

基本目標3 社会的自立の促進

(2) 社会参加への支援

■施策① スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動の推進

本町では、かがわ総合リハビリテーション福祉センター主催の障がいのある人とその家族、介助者向けのスポーツ教室の開催に協力し、1～3月にかけて3回実施していますが小豆圏域両町のスポーツ推進委員の確保も難しく、マンパワー不足が課題となっています。

引き続き、より多くの障がい者がスポーツ・レクリエーション・文化芸術活動を楽しめるよう、活動の選択肢の充実を図るとともに、活動を支援する人材を育成し、障がい特性に応じた支援の充実を図ります。

また、障がいのある人のニーズに応じて、総合型地域スポーツクラブ「小豆島スポーティーズ」と連携した教室の開催を検討します。

■施策② 選挙への参加促進

障がい者の投票を促進するため、投票所の段差の解消や点字投票しやすい環境づくりに配慮します。人的介助が必要な人に対しては、迅速に対応できる体制の整備を進めるとともに、積極的かつ丁寧な対応ができるよう選挙事務従事者に指導し、投票しやすい環境づくりを推進します。

■施策③ 学習機会の提供

社会生活を送るために必要な知識・技術を習得するための生涯学習事業等の学習機会を提供するなかで、障がいのある人の主体的な学習活動を支援します。

基本目標4 障がいのある子どもの成長・発達に応じた支援

（1）早期発見・早期療育の充実

■施策① 早期からの関わりの充実

疾病や障がいの早期発見・早期療育のため、関係機関の連携を強化するとともに、今後も乳児から5歳児までの健康診査の実施や母子保健相談の充実に努めます。

■施策② 療育体制の充実

障がいの発見から療育へ円滑に移行できるよう、関係各課と連携体制の整備を行い、早期相談や検査、治療などを実施できるよう専門的な援助体制の充実に努めます。

また、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）など特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、専門的な対応が可能となるよう各種相談支援機関の機能充実に努めます。

■施策③ 医療的ケア児への支援

近年の医療技術の進歩により、これまでであれば生命の維持が困難であった重度の疾患・障がいのある子どもを救えるようになったことなどによって、経管栄養や吸引など何らかの医療的な配慮が必要な「医療的ケア児」が増加しています。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、小豆島中央病院と連携し、自立支援協議会において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を行います。

（2）障がい児保育の充実

■施策① 障がい児保育・幼児教育環境の整備

保育所・こども園への入所・入園を希望する場合は、合理的配慮を行い、受入れに努めるとともに、施設面、人員面など障がい特性に応じた望ましい保育環境の整備に努めます。

■施策② 従事者研修の充実

保育士・こども園教諭の専門性の向上を図るため、保育所・こども園における障がい児保育・教育の実践に必要な知識及び技術等の研修（年1回以上の実施）の充実に努めます。

基本目標4 障がいのある子どもの成長・発達に応じた支援

(3) 特別支援教育の推進

■施策① 学校教育環境の充実

今後も継続して小豆地域特別支援連携協議会を開催していくとともに、こども園・小中学校・高等学校での特別支援教育推進のための特別支援教育コーディネーターの指名、巡回相談・連携訪問の実施、専門家チームの設置、個別の教育支援計画の策定等の実施、令和5年4月に開設された特別支援学校「香川県立小豆島みんなの支援学校」との連携に努めます。

■施策② 従事者研修の充実

小・中学校の教職員が特別支援教育の理解と認識を一層深めるため、多様な障がいの特性に関する理解を深めるための教職員研修の充実に努めます。

■施策③ 就学指導体制の充実

就学前児童一人ひとりに適切な相談と子どもに見合った就学指導をするために、就学前健診（5歳児健診）や教育支援委員会による調査、教育相談の実施等の支援を行います。

■施策④ 進路指導の充実

障がい児が幅広く進路を選択できるよう、進路指導主事を中心とした関係機関との連携や現状把握等に努めます。

■施策⑤ 切れ目のない支援の充実

学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等の児童生徒を含め、障がいのある幼児児童生徒に対する支援体制の整備を促進するため、小豆地域特別支援連携協議会において協議を行うとともに、サポートファイル「かけはし」を活用し、関係機関の連携による一貫した支援の充実に努めます。

■施策⑥ ICTを活用した学習機会の確保

障がい児の教育機会の確保に向けて、タブレット端末やデジタル教科書等のICTを活用したアクセシブルな学習機会の確保に努めます。

(4) 家族への支援

■施策① 保護者の研修会・交流会の支援

障がいのある子どもの保護者を対象に障がいに関する知識や障害者福祉制度等の理解を深めてもらう研修会、交流会等への支援を行います。

■施策② 放課後・長期休業中支援の充実

放課後児童クラブへの入所要件を満たす家庭の児童に対して、放課後、夏・冬・春休みの長期休業中の受入れに努めます。

基本目標5 保健・医療の充実

（1）精神保健福祉の充実

■施策① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当事者・家族・保健・医療・福祉・教育等関係者による協議の場及び住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進し、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

■施策② こころの健康に関する相談体制の充実

町内の学校や保健所や関係機関等において、こころの健康に関する問題（うつ病や統合失調症、思春期のメンタルヘルス等）を、気軽に相談できる体制の充実に努めます。

■施策③ 自助活動の支援

当事者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図るとともに、当事者グループ、家族会等の自助活動の支援に努めます

（2）健康づくりと疾病等の予防

■施策① 健康づくりの推進

土庄町健康増進計画に基づき、住民一人ひとりが自分の健康についての関心を持ち、自らの健康の保持増進を図るために、生活の質の向上や健康寿命の延伸を目指して、住民の主体的な健康づくり活動の実践を支援します。

■施策② 母子保健事業等の充実

障がいの早期発見・早期療育・早期対応のため、妊娠期からの支援や指導、乳幼児健診の実施や受診率の向上等の事業の充実を図ります。

■施策③ 健康診査・がん検診等事業の充実

疾病の早期発見・早期治療につなげるとともに、生活習慣病等の疾病を要因とする障がいを予防し、健康の保持・増進を目的に、健康診査・がん検診等を実施します。

また、保健師等の訪問指導、各地区での健康相談、栄養教室等を実施し、日常的な健康管理の支援を行います。

基本目標5 保健・医療の充実

(3) 医療・リハビリテーションの充実

■施策① 医療・リハビリテーションの体制整備

医療機関等との連携を強化することで対象者に関する情報を共有の上、共通した認識を持ち、一貫した医療支援体制の整備を図ります。

また、地域のリハビリテーション機能の充実を図るため、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）等の確保に努めます。

さらに、小豆島中央病院を核とし、医療的ケアが必要な障がい者に対応できるよう医療型のショートステイが利用できる体制を目指します。

■施策② 難病患者対策の推進

難病患者に対し、小豆総合事務所、相談支援事業所等と連携して相談支援体制を充実します。

また、難病患者も障がい福祉サービスの対象となるため、広報紙等を通じて、サービスが必要な人が適切なサービスが受けられるように周知を行います。

■施策③ 公的医療助成制度

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）を実施します。

また、重度心身障害者（児）の医療費の一部を助成します。

基本目標6 人にやさしく安心・安全なまちづくり

（1）福祉のまちづくりの推進

■施策① 公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、認定建築物に対する税制上の優遇措置制度の普及に努めるとともに、公共施設の新設にあたってはバリアフリー新法に加え「香川県福祉のまちづくり条例」に基づいたユニバーサルデザイン化を促進します。

また、道路・公共施設等の整備にあたっては、段差解消、エレベーター・エスカレーターの設置、障がい者用トイレの整備、障がい者用駐車スペースの確保等に努めます。

■施策② 民間施設のバリアフリー推進

民間施設の整備にあっても「香川県福祉のまちづくり条例」やバリアフリー新法に基づいて建築主等にバリアフリーに配慮した施設整備を行うように働きかけを行います。

■施策③ コミュニケーション支援の充実

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

また、聴覚障がい者等との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

（2）障がいの特性に応じた情報の提供

■施策① 広報紙・ホームページ等を活用した情報提供

広報紙、ホームページ等を活用し、各種障がい者施策や福祉サービス事業所等の生活に必要な情報を容易に入手できるよう、情報発信を行います。また、サービス内容を記載したガイドブックを作成・配布し、地域生活が向上するような情報提供の充実を図ります。

また、日常的な情報提供については、情報アクセシビリティの向上を図るとともに、情報活用能力や個人情報保護に十分に配慮しながら、わかりやすい情報提供に努めます。

さらに、手帳交付時には窓口において、障がいのある人やその家族に対して制度の説明を行います。

■施策② 災害時等における情報のバリアフリー化

災害発生時、若しくは災害が発生するおそれがある場合、又は事故発生時に障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者、消防機関、警察等の協力を得て、障がい特性に配慮した多様な伝達手段や方法による情報伝達の体制や環境の整備を促進します。

基本目標6 人にやさしく安心・安全なまちづくり

(3) 移動手段の充実

■施策① 移動を支援する事業の推進

障がい福祉サービスとして、行動援護、同行援護のサービス提供体制を確保するとともに、令和3年に新規事業所の参入で近年利用が増えている地域生活支援事業の移動支援事業の充実を図ることで、障がいのある人が社会参加しやすい環境整備に努めます。

■施策② 通院困難者支援事業

島内の医療機関へ通院する際にバスを利用することが困難な高齢者等並びに重度の障がい者及び障がい児に対し、当該通院の際の交通手段としてタクシーを利用することに要する費用の一部を助成し、経済的負担や移動の負担の軽減を図ります。

■施策③ 補助犬の普及促進

「身体障害者補助犬法」の目的である“身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与すること”に則し、体制を整備していきます。

■施策④ 自動車改造助成事業

就労・社会参加等に伴い、身体障がい者（上肢、下肢、体幹機能の障がい1級・2級）本人所有の自動車が改造しなくてはならなくなったときに10万円を限度として改造費の助成を行います。

■施策⑤ 減免・割引制度等の普及促進

障がいのある人の移動を支援し、社会参加を促進するために、自動車税の減免制度や、鉄道・バス・航空・船舶運賃割引制度の普及促進に努めます。

基本目標6 人にやさしく安心・安全なまちづくり

(4) 防災・防犯体制の整備

■施策① 災害時要配慮者・要支援者への支援の推進

避難行動要支援者名簿を更新し、関係機関等と情報共有を図ります。また、関係機関と連携した避難支援個別計画の作成を通して、要支援者本人や家族とその支援者が避難場所や方法の情報を共有するように取り組みます。

■施策② 避難行動要支援者の災害時緊急入所措置

災害時に避難行動要支援者が緊急入所できるよう障がい者施設等と連携調整を行うとともに、障がい者施設等に福祉避難所の機能も有するよう検討を進めます。

■施策③ ボランティアの受け入れ・派遣体制の確立

災害時に障がいのある人をサポートするためのヘルパーや手話通訳者等に対する的確な指示が出せるよう、ボランティアの受け入れ・派遣体制の確立に努めます。

■施策④ 自主防災組織の充実

災害時に自主防災組織が適切な対応を取れるよう、日頃から地域の障がいのある人との交流を働きかけます。

■施策⑤ 防災対策の意識の向上

平時からの防災知識の普及啓発を図るため、障がい特性に応じた情報提供に努めるとともに、障がいのある人も参加しやすい防災・避難訓練の実施に努めます。

■施策⑥ 防犯体制の充実

広報紙等を活用して、障がい者等を狙った犯罪被害防止の啓発を行います。また、企画課消費生活相談窓口、小豆県民センターにおいて、架空請求や悪質な訪問販売・電話勧誘など、さまざまな消費者問題について、相談を受け付け、解決のための助言やあっせんを行います。

基本目標6 人にやさしく安心・安全なまちづくり

(5) 各種団体との連携強化

■施策① ボランティアの養成

障がいのある人の社会参加を支援するとともに、誰でも気軽にさまざまな地域活動や地域福祉活動等に参加できるよう、社会福祉協議会などの関係機関と連携し、ボランティアに関する情報提供や相談窓口を充実します。

【障がいのある人等を支援するボランティア団体等】

団体	活動内容
土庄町民生委員児童委員協議会	高齢者等、社会的弱者に対する相談等
土庄町人権擁護委員会	人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動 保・幼・小・中・福祉施設へ啓発活動
たんぼぼ朗読会	視覚障がい者に土庄町広報、THE かがわ、福祉だより、議会だよりの朗読 たんぼぼ便り録音、単行本の朗読 障がい者との交流 社協主催のバザー等行事に参加、協力、朗読技術習得のための学習
ふれあいてんてん	ジュースの自動販売機点字表示 ホームページの作成 JBOS(全国視覚障害者外出支援連絡会) 県外からの視覚障がい者の移動のお手伝い
手話サークル「ベルクラブ」	手話の勉強(毎週第2・第4日曜日) 手話コーラス練習ハンドベルの練習
小豆島手話サークル「おりーぶ」	手話技術向上のための学習(毎月第1・第3土曜日) 聴覚障がい者との交流及び手話に関する行事等への参加 災害時聴覚障害者意思疎通支援ボランティア

■施策② 当事者団体の活動支援

障がいのある人の活動母体である当事者団体の活動を支援し、さまざまな社会参加への促進が図れるよう支援します。

【当事者団体】

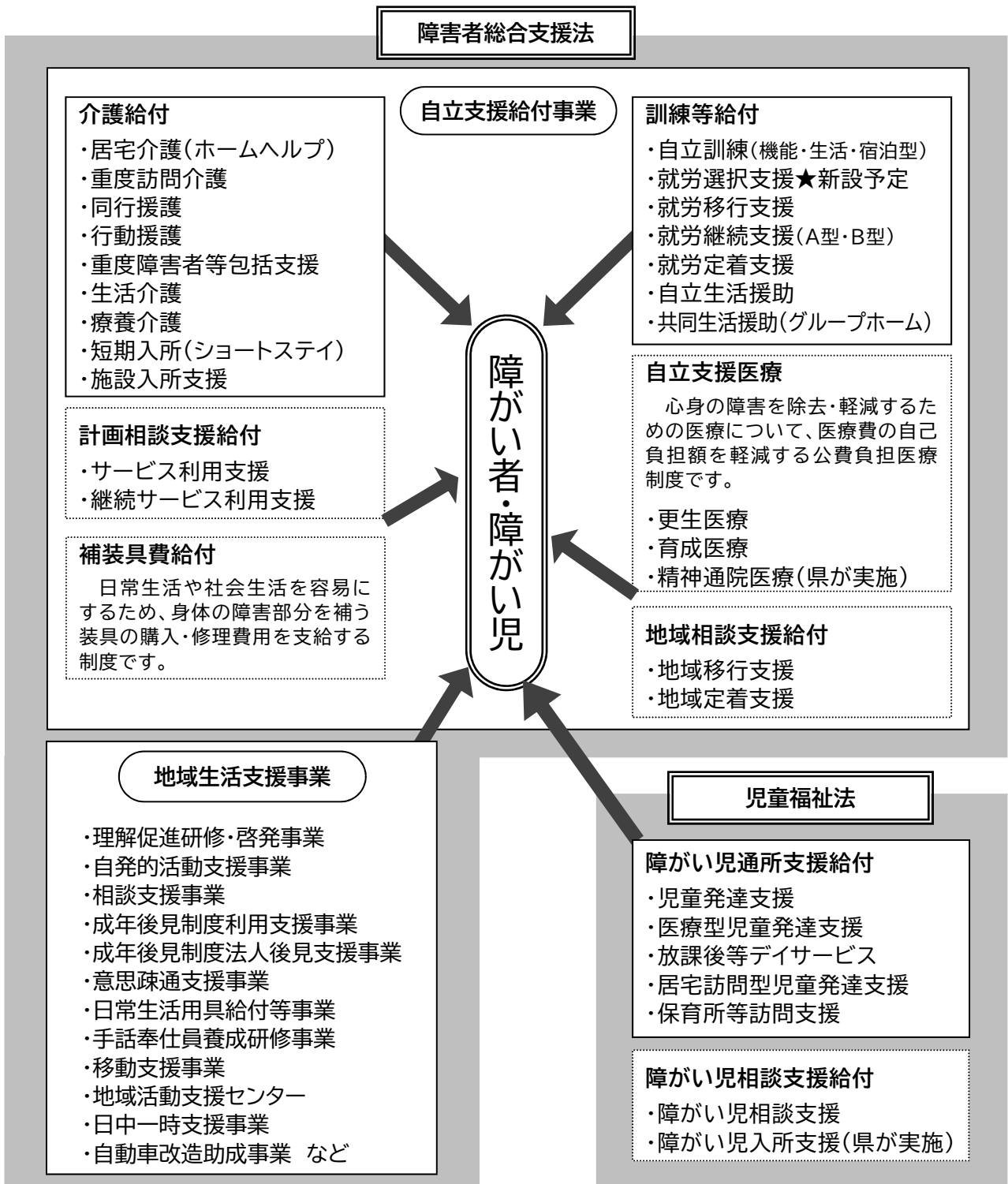
団体	内容
土庄町身体障害者福祉会	身体障がい者の福祉、援護措置等に関する相談、指導
小豆郡手をつなぐ育成会	知的障がい者、家族に対する相談、ひまわりの家の運営に対する支援、運動会と交流会、会報発行

第5章 土庄町障がい福祉計画（第7期）

1. 障がい福祉サービス等の全体像

障がい者・障がい児へのサービスの支援体系には、障害者総合支援法と児童福祉法に基づくサービスがあり、障害者総合支援法のもとでは自立支援給付事業、地域生活支援事業が、児童福祉法のもとでは障がい児通所支援給付、障がい児相談支援給付がそれぞれ提供されています。

＜障がい者・障がい児へのサービスの支援体系＞



2. 令和8（2026）年度末までに達成すべき成果目標及び活動指標

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行等

■成果目標・活動指標の考え方（●：市町村が設定、○：都道府県が設定）

国の 指針	<p>《成果目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ●令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。 <p>《活動指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障がい福祉サービス（訪問系、日中活動系、居住系、相談支援）の利用者数、利用時間数、利用日数。
土庄町の 方針	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設入所者の地域移行を促進するにあたっては、移行を希望する人が安心して施設から地域に移り生活できるよう、グループホームなど住まいの整備をはじめ、地域住民の理解や協力が必要です。 ・本町では、入所者の重度化・高齢化などの諸課題に対応し、地域生活への移行を確実に実現するため、これまでの実績や地域の実状を踏まえ、目標を2人と見込みます。

■成果目標

基準値	数値
令和4年度末時点の施設入所者数（A）	27人
令和8年度末時点の施設入所者数（B）	25人

項目	目標	考え方
地域生活移行者数 （令和8年度末まで）	2人	令和8年度末までの地域移行者数（C）
	7.4%	$(C) / (A)$
施設入所者の削減数 （令和8年度末まで）	2人	令和8年度末までの削減見込み数（D） = $(A) - (B)$
	7.4%	$(D) / (A)$

■活動指標

※p.75～79の「3. 障がい福祉サービス等の見込量と確保の方策」を参照。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■成果目標・活動指標の考え方（●：市町村が設定、○：都道府県が設定）

国の 指針	<p>《成果目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の設定。 ○精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の設定。 ○精神病床における早期退院率（入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率、入院後1年時点の退院率）の設定。 <p>《活動指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数。 ●保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数。 ●保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数。 ●精神障がい者の地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助の利用者数。 ●精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数。【新規】 ○精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数。
土庄町の 方針	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、障がい保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者が連携した協議の場を設け、精神障がいのある人が地域の一員として、安心して地域で生活できるよう、支援体制を検討していきます。 ・本町では、小豆圏域自立支援協議会精神部会の場で協議し、各分野に広げ支援体制を整備していきます。

■活動指標

項目	単位	実績			計画（見込）		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	か所				1	1	1
協議の場の開催回数	回/ 年				4	4	4
協議の場への関係者の参加者数（延べ人数）	人/ 年				64	64	64
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/ 年				1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	人/ 年				1	1	1
精神障がい者の地域定着支援	人/ 年				1	1	1
精神障がい者の共同生活援助	人/ 年				1	1	1
精神障がい者の自立生活援助	人/ 年				1	1	1
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数【新規】	人/ 年				1	1	1

(3) 地域生活支援の充実

■成果目標・活動指標の考え方（●：市町村が設定、○：都道府県が設定）

国の 指針	<p>≪成果目標≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のためコーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。 ●令和8年度末までに、強度行動障がい有する者に関して、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。【新規】 <p>≪活動指標≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数。
土庄町の 方針	<ul style="list-style-type: none"> ・小豆島町と連携し、令和5年度から島内にある社会資源（相談支援事業所、短期入所施設、グループホーム）において、地域生活支援拠点の機能を面的に行う体制を整備しました。今後は、小豆圏域自立支援協議会の協議の場において、より機能の充実を図っていきます。 ・強度行動障がい有する人への支援体制は、小豆圏域自立支援協議会の場において支援体制の整備を進めていきます。

■成果目標

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備数	1か所
地域生活支援拠点の運用状況の検証及び改善検討	年1回
支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築の有無	あり
強度行動障がい有する人への支援体制の整備数【新規】	1か所

■活動指標

項目	単位	実績			計画（見込）		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
地域生活支援拠点等の コーディネーターの配置人数	人	0	0	0	0	0	0
障がい福祉サービス事業所等 の担当者の配置人数	人	0	0	2	2	2	2

（4）福祉施設から一般就労への移行等

■成果目標・活動指標の考え方（●：市町村が設定、○：都道府県が設定）

<p>国の 指針</p>	<p>＜＜成果目標＞＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福祉施設の利用者のうち、福祉施設から一般就労への移行の推進のため、令和8年中に就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する人数を、令和3年実績の1.28倍以上とすることを基本とする。 ●就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。【新規】 ●就労定着支援事業の利用者数は 令和8年度末の利用者数を令和3年の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。 <p>○就労定着率については 令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。また 都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し 雇用 福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため 協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。【新規】</p> <p>＜＜活動指標＞＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数。 ○福祉施設から障がい者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数。 ○福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数。 ○障がい者に対する職業訓練の受講者数。
<p>土庄町の 方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小豆圏域自立支援協議会の就労支援部会において、関係機関との情報交換や就労に関する調整を行っていきます。 ・就労移行支援事業所の設置については、実状に鑑み、努力目標とします。 ・障がいのある人が可能な限り一般企業で就労し、経済的な自立や継続的な職業生活を維持できるよう、関係機関と連携した支援を行っていきます。 ・就労定着支援事業所の設置については、実状に鑑み、努力目標とします。

■成果目標

①福祉施設から一般就労への移行者数

項目	区分	数値	考え方
福祉施設を退所して就労移行支援事業等を通じて一般就労した人数	基準値 (令和3年度)	0人	令和3年度に、就労移行支援事業等を利用して一般就労した人数
	目標 (令和8年度)	1人	令和8年度に、就労移行支援事業等を利用して一般就労する人数

①-1 就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数

項目	区分	数値	考え方
就労移行支援事業を通じて一般就労した人数	基準値 (令和3年度)	0人	令和3年度に、就労移行支援事業を利用して一般就労した人の数
	目標 (令和8年度)	1人	令和8年度に、就労移行支援事業を利用して一般就労する人の数

①-2 就労継続支援A型を通じた一般就労への移行者数

項目	区分	数値	考え方
就労継続支援A型を通じて一般就労した人数	基準値 (令和3年度)	0人	令和3年度に、就労継続支援A型を利用して一般就労した人の数
	目標 (令和8年度)	1人	令和8年度に、就労継続支援A型を利用して一般就労する人の数

①-3 就労継続支援B型を通じた一般就労への移行者数

項目	区分	数値	考え方
就労継続支援B型を通じて一般就労した人数	基準値 (令和3年度)	0人	令和3年度に、就労継続支援B型を利用して一般就労した人の数
	目標 (令和8年度)	1人	令和8年度に、就労継続支援B型を利用して一般就労する人の数

① 就労移行支援事業等を通じて一般就労した人の就労定着支援事業の利用者数

項目	区分	数値	考え方
就労移行支援事業等を通じて一般就労した人の就労定着支援事業の利用者数	基準値 (令和3年度)	0人	令和3年度に、就労移行支援事業等を通じて一般就労した人の就労定着支援事業の利用者数
	目標 (令和8年度)	1人	令和8年度に、就労移行支援事業等を通じて一般就労する人の就労定着支援事業の利用者数

③ 就労移行支援事業所の就労定着率

項目	区分	数値	考え方
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所	基準値 (令和3年度)	0か所	令和3年度の就労定着率が7割以上の事業所数
	目標 (令和8年度)	1か所	令和8年度の就労定着率が7割以上の事業所数

■活動指標

※都道府県が設定するものです。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

■成果目標・活動指標の考え方（●：市町村が設定、○：都道府県が設定）

国の 指針	<p>《成果目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。 ●協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。 【新規】 <p>《活動指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基幹相談支援センターの設置。【新規】 ●地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言回数。 ●地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数。 ●地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数。 ●協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善。【新規】
土庄町の 方針	<ul style="list-style-type: none"> ・小豆圏域では基幹相談支援センターは無く、圏域内2箇所の相談支援事業所が小豆圏域自立支援協議会などの場を通じて、顔の見える関係で協議・人材育成・連携強化を行っています。

■成果目標

項目	基準値 (令和5年度)	目標 (令和8年度)
基幹相談支援センターの設置数	0か所	0か所
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の改善等を実施【新規】	実施	実施

■活動指標

項目	単位	実績			計画（見込）		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施の有無	無	無	無	無	無	無
相談支援事業者に対する専門的な指導、助言回数	回/年	0	0	0			
相談支援事業者の人材育成の支援件数	件/年	0	0	0			
相談機関との連携強化の取組の実施回数	回/年	0	0	0			

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■成果目標・活動指標の考え方（●：市町村が設定、○：都道府県が設定）

国の 指針	<p>≪成果目標≫</p> <p>●令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。</p> <p>≪活動指標≫</p> <p>●都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数。</p> <p>●障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数。</p> <p>●都道府県等が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施と、その結果を関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数。</p> <p>○相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み【新規】</p> <p>○相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み【新規】</p>
土庄町の 方針	<p>・サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築に向け、関係機関や近隣市町村との連携に努めていきます。</p>

■成果目標

項目	基準値 (令和5年度)	目標 (令和8年度)
障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	未実施	実施

■活動指標

項目	単位	実績			計画（見込）		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
障がい福祉サービス等に係る研修への参加人数	人/年						
審査結果を共有する体制	体制の有無	なし	なし	なし	有	有	有
審査結果を共有する体制に基づく実施回数	回/年	0	0	0			

3. 障がい福祉サービス等の見込量と確保の方策

(1) 訪問系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
居宅介護	居宅での入浴、排泄、食事、家事などの援助、通院の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由により、常時介護が必要な身体障がい者に、長時間にわたる介護と移動支援等を総合的に提供します。
同行援護	移動に著しい困難のある視覚障がい者に、移動の支援や外出先での援護、視覚的情報の支援などを提供します。
行動援護	重度の知的・精神障がいによる著しい行動障がいのある方に、見守りや危険回避の援護を提供します。
重度障がい者等包括支援	常時介護を要する障がい者等で、その介護の必要性が著しく高い方に、サービス等利用計画に基づき複数のサービスを包括的に提供します。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画（見込）		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
訪問系 サービス	人/月	28	25	27	27	27	27
	時間/月	237	217	230	230	230	230

※単位：(利用者数=人/月)、(利用時間数=時間/月)

■見込み量の確保の方策

訪問系サービスについては、障がいのある人の地域での自立した生活を支える上で必要不可欠なサービスであり、一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保を図ることが求められています。家族とともに暮らし続けたいと願う障がいのある人にとっては、家族の機能を補完する本人支援としてのサービスであり、多様な暮らし方を保障するためにも重要なサービスです。高齢になっても在宅生活を希望する障がい者の意向実現のため、障がいと介護の上乗せ・併用によるサービスが増加しています。

利用者自身が障がいや生活環境に適した事業所を選べるよう、事業所情報の提供を行います。また、地域で生活する障がい者を支えていくために、今後も町直営事業所を運営し、圏域全体にサービスを提供できる体制を維持します。また、障がいの種別に関わりなくサービスが提供できるよう、ヘルパー等の人材確保や、サービス提供体制の充実を図ります。

(2) 日中活動系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
生活介護	常時介護を要する障がいのある人に、施設等で入浴や排泄、食事等の介護をしたり、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行ったりします。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障がい者を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障がい・精神障がい者を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援 【新規】	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスです。
就労移行支援	就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。利用期間は原則2年間と定められています。その人に合った業種や職種、職場を考え、職場見学や実習を行います。
就労継続支援 A型	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。その勤務場所はさまざま、レストランのスタッフ、工場での作業、データ入力、農作業、パン作り等があります。
就労継続支援 B型	年齢、心身の状態その他の事情により引き続き通常の事業所に雇用されることが困難になった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人その他の通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。軽作業や部品の加工、工場での作業等、比較的簡単にできる作業を行います。
就労定着支援	障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて、就職した後、長く働き続けられるように、必要となる支援を行います。
短期入所 (ショートステイ)	居宅での介護を行っている人が、病気等の理由で介護できないときに、障がいのある人が施設への短期間の入所をし、必要な介護等のサービスを受けるサービスです。
療養介護	医療を要する障がいのある人で常時介護が必要な場合に、病院等で、機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画（見込）		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
生活介護	人/月	41	39	38	38	38	38
	人日/月	807	776	756	756	756	756
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	1	1	1	1	1
	人日/月	0	2	5	5	5	5
自立訓練 (生活訓練)	人/月	1	1	0	1	1	1
	人日/月	7	16	0	12	12	12
就労選択支援 【新規】	人/月				1	1	1
	人日/月				5	5	5
就労移行支援	人/月	1	2	1	1	1	1
	人日/月	15	32	10	12	12	12
就労継続支援 A型	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	20	20	20
就労継続支援 B型	人/月	23	27	27	27	27	27
	人日/月	446	487	502	502	502	502
就労定着支援	人/月	0	0	1	1	1	1
短期入所 (福祉型・医療 型)	人/月	13	15	16	16	16	16
	人日/月	94	95	105	105	105	105
療養介護	人/月	5	5	5	5	5	5

※単位：(利用者数=人/月)、(利用日数=人日/月)

■見込み量の確保の方策

日中活動系サービスは、身辺自立や就労などを目指した訓練や、地域における社会参加を保障する場として不可欠なサービスです。特別支援学校を卒業した方や、入所施設や精神科病院から地域生活に移行した方、また引きこもりがちの方などが社会参加していくための場として、日中活動系サービスの充実を引き続き図ります。

サービス利用希望者を把握し、必要とする人に必要なサービスが提供されるよう事業者情報を提供します。また、サービス事業所が限られる現状から、相談支援事業所と連携し、事業所情報などの収集に努め、可能な限り利用者の希望に沿ったサービス提供を行います。

また、一般就労や福祉的就労についてそれぞれの就労意欲に応じた対応ができるよう、ハローワーク、福祉施設、学校等関係機関と連携を図り、一人ひとりの障がいに応じた支援を検討するなど就労とその後の職場定着に向けた支援体制の整備に努めます。また、介護者の負担軽減のために、ショートステイの室の増設を図るとともに、圏域内で介護者の入院や冠婚葬祭等に伴う障がい者の緊急時の受入れ対応に向けて、短期入所事業所と体制の整備を進めます。

(3) 居住系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
自立生活援助	グループホーム等を利用し、一人暮らしを希望される人を対象に、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助（グループホーム）	障がいのある人に対し、主に夜間において、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や食事提供等の支援、または入浴、排泄又は食事の介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対し、主に夜間において、入浴、排泄又は食事の介護等を行います。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画（見込）		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1
共同生活援助	人/月	11	11	11	12	15	17
共同生活援助 (重度障がい者)	人/月	0	0	0	0	0	1
施設入所支援	人/月	26	27	26	26	26	25

※単位：(利用者数=人/月)

■見込み量の確保の方策

施設入所支援については、長期的には入所者の地域生活への移行を進めていくことが求められていますが、入所者の重度化・高齢化に加え、待機者もいることから、適切なケアマネジメントに基づき、真に入所を必要とする方の待機状態の解消を図ることが必要です。町内にグループホームの整備を望む声が多数ありますが、現在まで未整備の状況です。整備に向け、引き続き協議していきます。

共同生活援助（グループホーム）については、施設入所者等の地域生活への移行を目指し、地域の理解を深めながら、生活の場の確保に努めます。また、公営住宅や一般住宅も社会資源の一つとして活用するなど、様々なニーズに対応した生活の場の確保に努めます。

(4) 相談支援

相談支援とは、障がいのある人の保護者又は介護を行う方などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

■サービスの内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がい者の利用するサービスの内容等を定めた「サービス等利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に対し、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や、援助などを行います。
地域定着支援	居宅で単身等で生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行います。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画（見込）		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画相談支援	人/月	102	103	105	105	105	105
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

※単位：(利用者数=人/月)

■見込み量の確保の方策

計画相談支援については、島内事業所の利用により見込み量確保が可能と考えられます。また、地域移行支援、地域定着支援については、地域で受け入れる住環境や随時対応できる支援体制が整っていない現状があります。サービス等利用計画は、サービスの支給決定における根拠となるだけでなく、その作成過程において利用者の状況やニーズを適切に把握し、支援体制を築くものであることから、サービスの根幹を占める非常に重要な位置づけとなります。

サービス等利用計画の実施が定着化した現状においては、質の向上を目指し、作成する指定特定相談支援事業所との協力や連携をさらに深めながら、より適切なサービス提供を行います。また、地域移行生活に向けた訪問相談、利用者や家族等への情報提供等に努めるとともに、医療機関・行政機関等との連携及び調整を密に行います。

(5) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に
応じて柔軟に実施する事業ですが、生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、
ガイドヘルパーの利用など、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として必ず実
施することとされています。さらに、市町村や都道府県が自主的に取り組む「任意事業」を組
み合わせることによって、効果的なサービスを提供するものです。

(必須事業)

①理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障
がいへの理解を深めるための研修・啓発を通じて、地域住民への働きかけを強化することによ
り、「地域共生社会」の実現を図ります。

■事業量の見込み

事業名	単位	実績			計画（見込）		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
理解促進研修 ・啓発事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有

■見込み量の確保の方策

理解促進研修・啓発事業では、障がいのある人に対する理解を深めるため、関係機関と協力
して研修会等を開催します。

②自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現を目的
として、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組への支援を
行います。

■事業量の見込み

事業名	単位	実績			計画（見込）		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
自発的活動 支援事業	実施の 有無	なし	なし	なし	なし	なし	有

■見込み量の確保の方策

自発的活動支援事業では、相談支援事業所やサービス事業所などの関係機関と連携し、制度
の周知と利用促進に努めます。

③相談支援事業

ア 障がい者相談支援事業

障がいのある人の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

イ 基幹相談支援センター等機能強化事業

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び成年後見制度利用促進事業を実施し、地域の実情に応じて、総合相談・専門相談をはじめ、地域移行・地域定着、地域の相談支援体制の強化の取組み、権利擁護・虐待防止などの業務を行います。

ウ 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいないなどの理由により入居が困難で支援が必要な障がい者について、入居に必要な調整などに関する支援や、家主等への相談・助言などを行い、地域生活の支援を図ります。

■事業量の見込み

事業名	単位	実績			計画（見込）		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
障害者相談支援事業	実施数/年	8	8	8	8	8	8
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし
住宅入居等支援事業	実施の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし

■見込み量の確保の方策

相談支援事業では、相談支援事業の充実・強化に向けて、相談支援にかかわる関係機関のネットワーク化を図るとともに、情報の共有化に努めます。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者で、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ利用が困難であると認められる方に対して、成年後見制度の利用について必要な経費のすべてまたは一部について補助を行います。

■ 事業量の見込み

事業名	単位	実績			計画（見込）		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
成年後見制度 利用支援事業	人/年	0	0	2	2	2	2

■ 見込み量の確保の方策

成年後見制度利用支援事業では、中核機関を設置し、地域包括支援センターや社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら広報・相談機能を強化していきます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

■ 事業量の見込み

事業名	単位	実績			計画（見込）		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
成年後見制度 法人後見支援事業	人/年	0	0	0	0	0	0

■ 見込み量の確保の方策

成年後見制度法人後見支援事業では、適当な後見人等の受任調整や担い手不足を改善するための人材育成、後見人のサポート体制の充実等の体制整備に取り組んでいきます。

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

■事業量の見込み

事業名	単位	実績			計画（見込）		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
手話通訳設置事業	利用者数 (実人数)	1	1	1	1	1	1
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数 (実人数)	1	1	1	1	1	1

■見込み量の確保の方策

意思疎通支援事業では、事業の周知を図るとともに、利用しやすい環境整備と障がい者一人ひとりの状況に応じたサービスの提供に努めます。

⑦手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

■事業量の見込み

事業名	単位	実績			計画（見込）		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	4	4	4	4	4	4

※令和5（2023）年度の実績は12月時点の見込み。

■見込み量の確保の方策

手話奉仕員養成研修事業では、事業の周知を図るとともに、新たな担い手の確保に努めます。

⑧日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。

■事業の内容

事業名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

■事業量の見込み

事業名	単位	実績			計画（見込）		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
介護・訓練支援用具	件/年	2	0	1	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	4	3	4	4	4	4
在宅療養等支援用具	件/年	4	3	4	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	件/年	2	1	3	3	3	3
排泄管理支援用具	件/年	297	304	400	400	400	400
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	件/年	0	0	1	1	1	1
合計	件/年	309	311	413	413	413	413

※令和5（2023）年度の実績は12月時点の見込み。

■見込み量の確保の方策

日常生活用具給付等事業では、障がい者一人ひとりの状況に応じたサービスの提供に努めるとともに、種目や基準額の見直しを図りながら財源確保を行います。

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び障がい児について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

■事業量の見込み

事業名	単位	実績			計画（見込）		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
移動支援事業	人/年	10	9	10	10	10	10
	時間/年	298	1,107	1,046	1,200	1,200	1,200

※令和5（2023）年度の実績は12月時点の見込み。

■見込み量の確保の方策

移動支援事業では、現行の実施事業所の提供体制を確保するとともに、充実を図ります。

⑩地域活動支援センター機能強化事業

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。

■事業量の見込み

事業名	単位	実績			計画（見込）		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
地域活動支援 センター機能 強化事業	か所/年	3	3	3	3	3	3
	人日/年	25	41	35	35	35	35

※令和5（2023）年度の実績は12月時点の見込み。

■見込み量の確保の方策

地域活動支援センター機能強化事業では、利用者の特性に応じたサービスの提供を図り、施設の安定した運営に努めていきます。

（任意事業）

町の判断により、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる事業です。

① 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として事業を実施します。

■ 事業量の見込み

事業名	単位	実績			計画（見込）		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
日中一時支援事業	人/年	7	7	7	7	7	7
	人日/年	125	107	114	120	120	120

※令和5（2023）年度の実績は12月時点の見込み。

■ 見込み量の確保の方策

日中一時支援事業では、障がい特性に応じたサービス提供ができるよう、職員の専門性を高め、質的向上が行われるよう事業所に働きかけていきます。

② 自動車改造費助成事業

就労・社会参加等に伴い、身体障がい者（上肢、下肢、体幹機能の障がいが1級・2級）本人所有の自動車が改造しなくてはならなくなったときに10万円を限度として改造費の助成を行います。

■ 事業量の見込み

事業名	単位	実績			計画（見込）		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
自動車改造費助成事業	件/年	0	0	0	1	1	1

※令和5（2023）年度の実績は12月時点の見込み。

■ 見込み量の確保の方策

自動車改造助成事業では、地域で生活する障がい者の就労や自立生活へ向けて、町の広報やホームページなどを通じて情報提供を行い、事業の周知を図ります。

第6章 土庄町障がい児福祉計画（第3期）

1. 令和8（2026）年度末までに達成すべき成果目標及び活動指標

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

■成果目標・活動指標の考え方（●：市町村が設定、○：都道府県が設定）

<p>国の 指針</p>	<p>＜＜成果目標＞＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。 ●令和8年度末までに、全ての市町村においての障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。 ○「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を踏まえ、令和8年度末までに、各都道府県において、難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築すること。 ●令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。 ●令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。【医療的ケア児支援センターの設置は新規】 ○各都道府県及び各政令市において、障がい児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置。【新規】 <p>＜＜活動指標＞＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●児童発達支援の利用児童数、利用日数。 ○医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数。 ●放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数。 ●保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数。 ●訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数。 ○福祉型障がい児入所施設の利用児童数。 ●障がい児相談支援の利用児童数。 ○医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数。【新規】
<p>土庄町の 方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの設置については、実状に鑑み、努力目標とします。 ・香川県の実施する障害児等療育支援事業も活用し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。 ・小豆圏域自立支援協議会において、協議の場を設けることとします。

第6章 土庄町障がい児福祉計画（第3期）

■成果目標

項目	基準値 (令和5年度)	目標 (令和8年度)
児童発達支援センターの設置数	0か所	1か所
障がい児の地域社会への参加・包容の (インクルージョン) 推進体制の構築 (整備数)	1か所	1か所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	1か所	1か所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス 事業所数	1か所	1か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の数	0か所	1か所

■活動指標

※p.89～p.90の「2. 障がい児通所支援事業等の見込量と確保の方策」を参照。

2. 障がい児通所支援事業等の見込量と確保の方策

(1) 障がい児通所支援・障がい児相談支援

■サービスの内容

サービス名	内容
児童発達支援	身近な地域で就学前の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある幼児に対して児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるように障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
放課後等デイサービス	学齢期の障がい児に対し、授業の終了後や夏休み等の長期休業時において、生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進等を継続的に提供することにより、学校教育と連携しながら放課後の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	障がい児施設の専門機能を活かして、その職員が保育所など集団生活を営む施設等を訪問し、その施設における障がい児の集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
障害児相談支援	障がい児通所支援を利用しようとする障がい児やその家族に対し、障がい児支援利用計画の作成や、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画（見込）		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
児童発達支援	人/月	2	3	1	2	2	2
	人日/月	8	7	3	6	6	6
医療型 児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	11	14	19	19	19	19
	人日/月	100	133	165	165	165	165
放課後等 デイサービス	人/月	11	14	19	19	19	19
	人日/月	100	133	165	165	165	165
保育所等訪問 支援	人/月	1	0	0	0	0	1
	人日/月	1	0	0	0	0	1
障害児相談支援	人/月	19	24	23	25	25	25

※単位：(利用者数=人/月)、(利用日数=人日/月)

■見込み量の確保の方策

児童発達支援は、早期の療育を行う専門的な場としての位置づけであることから、保健・教育部門との連携体制を密にすることが必要です。障がいはあっても、可能な限り子どもの身近な地域での支援が保障されるように、他の分野（保健、医療、教育等）と緊密に連携しながら、島内においてサービスの提供を図ります。また、障がいの特性を踏まえて、子どもに質の高い支援を提供できるよう、事業所に対して障がい理解のための研修等を行い、資質の向上を目指します。

障害児相談支援は、障がいのある子どもが通所支援を利用するために、客観的かつ専門的な視点から最適な生活を提案する重要な事業です。このことから質、量ともに充実させることが必要です。充実した相談支援を行えるよう、障がい児一人ひとりの特性に合わせたきめ細かいケアマネジメントの実施に努めます。

(2) 発達障がい者支援

■事業の内容

事業名	内容
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講	ペアレントトレーニングは、環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラムです。 ペアレントプログラムは、子どもの行動修正までは目指さず、「保護者の認知を肯定的に修正すること」に焦点をあてた簡易的なプログラムです。
ペアレントメンター育成	発達障がいのある子どもを育てた経験のある親であり、同じ親の立場でよき相談相手となれる人の育成を行います。
ピアサポート活動	同じ困難さを抱える、あるいは困難な立場にある人々が互いに支えあう活動を支援します。

■事業量の見込み

事業名	単位	実績			計画（見込）		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
発達障がい者地域支援協議会の開催回数	回/年	0	0	0	0	0	1
支援プログラム等の受講者数（保護者）	人/年	0	0	0	0	0	1
支援プログラム等の実施者数（支援者）	人/年	0	0	0	0	0	1
ペアレントメンターの人数	人/年	0	0	0	0	0	1
ピアサポート活動への参加人数	人/年	0	0	0	0	0	1

■見込み量の確保の方策

近隣市町や関係団体等と連携し、事業を実施できるよう検討をしていきます。

第7章 計画の推進にあたって

1. 計画の実施体制

本計画は、福祉や保健、医療だけでなく就労や教育といった分野にまで幅広く関係するため、住民や地域との協働や関係機関及び事業所との連携を図りながら推進していきます。また、町の体制としても各担当課や関係部局との連携を図りながら実施体制をさらに強化し、取り組んでいきます。

また、本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、町内外の様々な関係施設等がそれぞれの役割を担い、互いに協力し合えるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障がいのある人が身近で役立つような情報が得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティアや障がい者団体と情報交換を図り、協力を求めながら計画の推進を行います。

2. 計画の進行管理

計画の進み具合や実施状況を、分かりやすく点検し、その結果を検討し評価をする作業を自立支援協議会が行う際に、「PDCAサイクル」の考え方のもとで、計画の実施状況について、自立支援協議会を中心として計画の進捗状況の確認を行うとともに、効果的な連携と幅広い意見交換を図り、地域の共通する課題の明確化を図ります。



3. サービスを利用しやすい環境づくり

(1) 障がい福祉サービス等についての情報提供

障がい者が情報を得るためには、点字や音声訳等の手段が必要となる場合があります。保健・医療・福祉の各分野がそれぞれの役割を果たしながら連携し、障がい者が生活していく上で必要な様々な情報を容易に入手できるよう、一人ひとりの障がいの状態に応じた効果的な情報提供に努めます。

(2) 専門的人材の育成・確保

今後ますます増大・高度化するニーズに対応できるよう、保健・福祉サービス等を担当する専門職員の育成・確保、資質の向上に努めるとともに、手話通訳者・要約筆記者をはじめとする専門的技術を有する人材の確保を進めます。

(3) 障がい者を支える相談支援ネットワークの構築・充実

障がい者が地域での生活を継続していくためには、地域で障がい者を支える相談支援ネットワークの構築・充実が必要です。

このため、個別支援会議を通じて地域で問題になっていることについて、「小豆郡自立支援協議会」が中心となり、各分野を超えたネットワークを構築し、検討して内容を深めていきます。さらに定期的に開かれる協議会において課題を継続的に協議し、必要に応じて県と連携をとることにより、個々に応じた相談支援を継続的にできる仕組みの構築に努めます。

(4) 財源の確保

本計画を推進するため、財源の確保について努力するとともに、国、県に対し各種の補助制度の拡充等、財政的支援について要望します。

参考資料

1. 土庄町障害者計画等策定委員会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、土庄町附属機関設置条例(令和元年土庄町条例第 47 号。以下「条例」という。)第 8 条の規定に基づき、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項に規定する障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項に規定する障害福祉計画及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 第 1 項に規定する障害児福祉計画を策定するため、条例に基づき設置された土庄町障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を統括し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 委員会は、必要に応じて会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(その他)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2. 「土庄町障害者計画等策定委員会」委員名簿

(計14名)

No	区分	職名	氏名
1	町議会議員	土庄町議会教育民生常任委員会 委員長	福本 耕太
2	住民代表	土庄町自治会連絡協議会 会長	松下 龍雄
3	住民代表	土庄町老人クラブ連合会 会長	岡上 峰康
4	住民代表	小豆郡手をつなぐ育成会 理事	高橋 里美
5	医療関係者	一般社団法人 小豆郡医師会 理事	佐藤 清人
6	当事者団体	土庄町身体障害者福社会 会長	田中 保久
7	学識経験者	土庄町民生委員児童委員協議会 副会長	三木 義雄
8	福祉施設代表	小豆島老人ホーム 施設長	池本 幹男
9	福祉施設代表	社会福祉法人ひまわり福社会 理事長	橋本 明彦
10	福祉関係者	土庄町社会福祉協議会 事務局長	川井 和弘
11	行政関係者	小豆総合事務所保健福祉課 課長	太山 由佳
12	行政関係者	土庄町教育委員会事務局教育総務課 課長	堀 康晴
13	行政関係者	土庄町健康福祉課 課長	石床 勝則
14	行政関係者	土庄町健康福祉課 保健師長	井上 紀子

3. 用語解説

【あ行】

用語	解説
アセスメント	事前評価、初期評価。福祉利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、援助活動に先だって行われる一連の手続。
一般就労	企業や公的機関など労働契約に基づいて働く一般的な就労形態。
医療的ケア児	NICU(新生児集中治療管理室)等に長期入院した後、引き続き人口呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な障がい児のこと。
インクルージョン	理想とするビジネス像をあらわす。英語で包含をあらわす単語で「中に取り入れる」という訳がある。色々な才能を持った人が同じ会社やグループに所属し、互いにより刺激を与え合う様子をあらわす。

【か行】

用語	解説
ガイドヘルパー	身体障がい者ホームヘルプサービス事業において、外出時の移動の介護等外出時の付き添いを専門に行うヘルパーのこと。
基幹相談支援センター	障害者総合支援法において位置づけられ、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務、専門相談、相談支援事業所等への専門的な指導・助言、日常生活自立支援事業及び成年後見制度の利用支援などの業務を行う。
ケアマネジメント	利用者それぞれのニーズに合わせて、適切かつ効果的なサービスを調整すること。
合理的配慮	障がい者が均等な機会を享受できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて、周辺環境の修正・調整を行うこと。障害者差別解消法において、国、自治体および民間事業所には法的義務が規定されている。
心のバリアフリー	さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

【さ行】

用語	解説
サービス等利用計画	障害者総合支援法において、障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、障がいのある人のニーズや置かれている状況等をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者が作成する。
自立支援協議会	障がい者(児)、家族または介護者等が、障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉事業所等が参加しサービスに関するシステムづくりについての協議をする場。障害者総合支援法では「協議会」として位置づけられる。

参考資料

用語	解説
社会福祉協議会	地域福祉の推進を図ることを目的に活動し、民間の福祉活動を総合的に推進する公共性・公益性の高い民間の非営利団体。地域の住民、ボランティアや福祉・保健等の関係者の参加・協力を得て、行政やさまざまな関係機関・団体との連携をもとに住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりの活動を進めている。
障害者週間	障害者基本法に定める、12月3日から12月9日までの1週間の名称。国民の間に広く障がい者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とする。
情報アクセシビリティ	パソコンや Web ページをはじめとする情報関連のハード、ソフト、サービスなどを、高齢者や障がいのある人を含む多くのユーザーが不自由なく利用できること。
ジョブコーチ (職場適応援助者)	障がいのある人の就労を援助するため、仕事の手順を覚えるための支援を行ったり、その後も定期的に職場訪問をして職業生活についての相談、アドバイス等を行う援助者のこと。
総合型地域スポーツクラブ「小豆島スポーツィーズ」	地域の施設や資源を活用し、より多くの世代やスポーツ・より多様な技術レベルで、スポーツと地域を繋ぐシステムを総合型地域スポーツクラブ。いつでも、どこでも、だれでも、気軽にスポーツや運動が楽しめるように、それぞれの地域の実情に応じたクラブ活動が活発に行われている。
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム	精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制。「地域包括ケアシステム」における、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方を、精神障がい者のケアにも応用したもの。
成年後見制度	障がいにより判断するのが困難で、金銭管理などができない場合に、財産管理及び身上監護に関する契約などの法律行為全般を援助する制度。

【た 行】

用語	解説
地域共生社会	制度・分野ごとに『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
地域包括支援センター	平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、高齢者の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践していくことを主な業務としている。
特別支援教育	学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症を含めた障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な指導及び必要な支援を行う教育のこと。

【な行】

用語	解説
内部障がい	心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫機能障がい、肝臓機能障がいの7つの障がいのこと。
ノーマライゼーション	障がい者の存在を特別のものと考えて社会的に隔離するのではなく、障がいのある人もない人も地域でともに生活している状態が自然であるという考え方。

【は行】

用語	解説
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去すること。
ピア・カウンセリング	同じ障がいのある人が相談員となり、お互いに平等な立場で話を聞き合い、情報提供を行うことで、自分の問題を自分で解決していけるよう手助けすること。
避難行動要支援者名簿	災害が発生し、またはそのおそれがある場合に高齢や障がい、病気などの理由により、自分の力で避難することが難しく、また、安全に避難するためには支援が特に必要と思われる人の名簿。
避難支援個別計画	要支援者の避難を迅速に実施するため、避難手順や支援する人などについて事前に決めておく個別の計画。
PDCAサイクル	計画(Plan)を実行(Do)し、評価(Check)して改善(Action)に結び付け、その結果を次の計画に生かすプロセスのこと。
福祉的就労	障がいが理由で一般就労が困難な人が、障害者就労支援施設や作業所において職業訓練などを受けながら作業を行うこと。雇用契約が結ばれる就労と雇用契約が結ばれない就労形態がある。
福祉避難所	一般の避難所(一次避難所)での生活に支障のある障がい者や高齢者等に必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した避難所(二次避難所)のこと。
ペアレントトレーニング	保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障がいの特性を踏まえたほめ方やしかり方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とするもの。
ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者(保育士、保健師、福祉事業所の職員等)が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。発達障がいやその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな悩みをもつ多くの保護者に有効とされている。
ペアレントメンター	自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者のこと。

【ま 行】

用語	解説
民生委員・児童委員	民生委員法・児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された地域福祉向上のためのボランティア。担当地区の高齢者の悩みや、子育てなどに関する相談を受けて、福祉サービスの情報を提供したり、町や社会福祉協議会などの専門機関につなげるなどして、解決のお手伝いをしている。

【や 行】

用語	解説
ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう生活環境をデザインする考え方のこと。

【ら 行】

用語	解説
ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期など、年齢等によって変化するそれぞれの段階のこと。
リハビリテーション	人権の視点に立って障がいのある人の可能な限りの自立と社会参加を促進するための方法のこと。
レスパイトサービス	一時的に介護を代替し、障がいのある人等を在宅で介護・支援している家族の負担を減らすことを目的とする支援サービスのこと。

土 庄 町
障がい者計画(第4期)・
障がい福祉計画(第7期)・
障がい児福祉計画(第3期)

発行 令和6年3月

編集 土庄町健康福祉課

〒761-4192 香川県小豆郡土庄町淵崎甲 1400 番地 2

TEL 0879-62-7002 FAX 0879-62-8301

土庄町 HP <https://www.town.tonosho.kagawa.jp/>